

政策資料

No.210

《復刊105号》
1984年3月1日

卷頭言 嶋崎譲1

特集 1984年度予算案の性格と問題点

(総論)

一、1984年度予算案の性格と問題点2	9. 社会保障関係予算38
二、地方財政対策の基本問題11	10. 防衛関係予算42
(各論)			
三、1984年度予算の歳出に見る問題点18		
1. 文教関係予算18	●第101特別国会闘争方針49
2. 環境保全関係予算21	●社会党、総評、党原対協によって確認	
3. 建設関係予算23	された原発等に関する方針60
4. 運輸関係予算26		
5. 農林水産関係予算28		
6. 中小企業関係予算32		
7. エネルギー関係予算34		
8. 経済協力関係予算35		

資料

●第101特別国会闘争方針49
●社会党、総評、党原対協によって確認	
された原発等に関する方針60

日本社会党政策審議会



「日本経済の改造計画」(中期経済政策) の見なおしと改訂の意味 —連合時代の政策形成のために—

嶋崎 譲

政策審議会会長

をとれる党の主体性をどう築くか
にもかかっている。

与・野党伯仲の連合時代の深部

では、臨調・行革路線のもとで福

祉・医療、教育制度が改悪され、
公共部門の分割・民営化が進行す

るという動向をめぐって、国民の

側からは、わたくしたちの暮らしと
生活の改善をもとめて、めざす福

祉社会の建設に自ら政治的に、参

加・介入する国民総参加の条件が

熟しつつある。それだけに、野党

勢力の連合のヘゲモキーをとれる

党の政策・組織方針があらためて
問われているのである。

党はすでに「日本経済の改造」
(中期経済政策)の決定をうけ、八

一年の大会で「八〇年代路線」を
決定した。そこで八〇年代に想定

される連合政権の基本的な方針、
(1)市場メカニズムの利用と勤労者

野党勢力の連合のイニシアティブ
昨年暮の総選挙の結果は、新たな連合時代の幕明けとなつた。自民党が、田中角栄元総理のロツキード有罪判決に象徴される金権腐敗の体質、中曾根内閣の臨調・行革路線に沿う「防衛費突出・福祉教育の切り下ろし」に示される縮小均衡政策などの転換にみるからないかぎり、むろん、われわれの闘いによるが、八〇年代後半の政治情勢は、自民単独過半数を前提とする政権は生れない。今回の選挙中の反自民の多様な連合や、そのごにあらわれた保守連合、保守・中道連合、野党連合のいずれかを国民は選択しなければならない時代に入ったのである。社会党が「ニュー社会党」として登場しなければならない背景もそこにあつた。したがつて、それは同時に、

の主体的参加(2)市場経済に対する公共的制禦(3)分権と自治の制度の確立(4)国際的平和環境の創出などを行方づけてきた。この路線をいまや政策的な体系として具体化しなければならない。

そしてその具体化されたもののがめざす方向は、八二年の大会で決定された「新しい社会の創造―われわれの社会主義の構想」で示された平和・福祉・分権の原理にたつ社会、すなわち(1)世界平和の象徴となる日本(2)社会的成長のための経済(3)民主主義を徹底する政治(4)豊かな人間性の社会など、二十一世紀に向けての社会像を目標とするものでなければならない。

この「路線」と「構想」をつなぐ中長期の政策課題の提起こそ連合時代の政策形成のベースとなるべき経済社会政策の策定なのである。

(しまざきゆずる・衆議院議員)

その課題を明らかにするため(1)八〇年代後半から九〇年代にかけての日本の経済社会のあり方(2)公正で開かれた活力ある福祉社会(3)社会の成熟化(高齢化、高学歴化、情報化社会)と「地方の時代」の新たな役割(4)新しいタイプの成長(5)相互依存の国際社会での日本の役割などの検討を必要とする。それらを通じて、新保守主義にもとづく経済社会イデオロギー(小さな政府・民間活力型社会論)に対抗する、野党の連合の例からみた経済社会の改革とそれにともなう国家の改造などの目標と道筋を明らかにしなければならない。

党が七九年に決定した「中期経済政策」の提起に学び、そのごの内外の情勢の変化に対応し、反核・軍縮・護憲のもとでの、高齢化社会にむけての年金制度、医療制度の改革、さらに教育制度の改革、行政改革など国民生活上の重要問題について、具体的かつ現実的な改革の政策を提起しなければならない。「中期政策」の見なしの意義もここにある。

一、一九八四年度予算案の性格と問題点

日本社会党政策審議会

中曾根内閣の来年度政府予算案は、外にむかっては、米国向けの貿易摩擦圧力を少しでもかわすために、防衛費の突出で対米軍事協力を約束し、内にむけては、大企業・高額所得などに代表される強いもののが生きのこり、老人、病人、低所得者、婦人などの社会的に弱い立場にたつものにとっては、将来への生活の不安を増幅させる予算である。防衛費突出、福祉・教育の切捨てによる国民生活圧迫の予算であることができる。

一、八四年経済と予算案

予算案は一九五五年以来一九年ぶりの超緊縮予算である。そのことは、一般会計で八三年度当初比〇・五%増（五〇兆六二七二億円）国債費と地方交付税の必要経費をのぞく政策的経費である一般歳出は、〇・一%減（三二兆五八五七億円）であることに示されている。

また、道路や住宅、地域開発などに対する財政資金の投資、融資の計画を示す財政投融資も異例の低い伸び率（一・九%増）に抑えられている。

このような超緊縮予算を組んだのは、財政が日本経済の来年度の動向に寄与しなくてもよいと判断したことによる。政府の今年度「経済見とおし」によれば、GNPの実質成長率を四・一%（名目五・九%）程度とし、四年ぶりに三%台から四%台をめざすことにしている。その内訳は、内需で三・六%（寄与率八八%）、外需は〇・五%とし、内需主導型の成長を想定している。しかし、内需のうち、政府支出（最終消費支出と公共投資）の寄与はゼロと見込み、内需のすべてを民間需要にたよっているところが、今回の見とおしの特徴である。

確かに、日本経済は、八二年度から米国の景気上昇によつて急速な輸出に支えられて成長している。輸出主導型の成長という針路をとってきた。そのことは、経常収支で、八二年度九一億ドルが、八三年度では二三〇億ドル、貿易収支では、二〇一億ドルが三四〇億ドル程度にはね上っていることに示されている。したがつて政府の経済見とおしていう内需拡大は、外需主導型の成長の影響によつて支えられたものに他ならない。

八四年度予算編成に当つて、重視すべき課題は、外需主導による先進国間とくに米国との貿易摩擦にいかに対処するかにある。そのためには、外需に支えられて成長軌道にのろうとする日本経済を、この好機をつかんで内需主導型の経済に転換させるために努力することである。わが国の経済の潜在的成長力は5%成長程度あるというのが常識だから、その目標にむかって、もつと高い成長率をめざ

す積極的な財政政策をとるべきであるという
のはわが党の方針である。

ところで、政府のG.N.P実質四・一%成長
という数字は政治的に配慮された数字である。それは、八四年度の経常収支、貿易収支
とも八三年並みと見込んでいる点である。しかし、民間研究機関の八四年度経常収支の見
とおしは、多いところで三五〇億ドル（政府
は二三〇億ドル）、民間二〇機関の平均予測で
二六〇億ドル、OECDでは、三〇〇億ドル
と見込んでいる。経企庁の試算でも、経常収
支一〇億ドルで成長率を約〇・一%押し上げ
るとしていることから判断すると、経常収支
が三〇〇億ドルにふくらめば、七〇億ドル分、
つまり〇・七%程度成長はかさ上げされ、内
需が見とおしこりとしても、四・八%成長
となる。それをあえて、四・一%と見込んだ
のは、中曾根総理が昨年のサミット以来、貿
易摩擦の解消のため内需主導型の経済に転換
することを約束してきた手前もあつて、あえ
て外需による成長への寄与度をなるべく低く
見積もり、内需主導型の成長に見せかけるた
めの作為的な数字なのである。かりに、四・
一%をこえることになつても、内需主導への
経済の課題の解決にはならない。自然体の經
済運営のもとでは、政府が予測する完全失業
率二・五の達成はできないし、さらに格差が
拡大し、そのしわよせは中高年層、青年、婦

人層にあらわれる。

内需主導型の成長を想定すると、その鍵は
個人消費と民間設備投資が上向くかにかかる。
しかし、その回復力は弱く、多くはのぞ
めない。結局、外需主導型成長となり、対外
経済摩擦を激化させ、世界から孤立する道を
更に強めることとなるのである。

二、軍事大国への道——防衛費の突出

政府予算案のきわだつた特徴は、防衛費の
従来にない突出ぶりである。八三年度予算當
初比、社会保障費二%増、文教・科学振興費
一・〇%増、公共事業二・〇%減、中小企業
対策費五・五%減に比べ、防衛費六・五%増

（一兆九三四六億円）はきわだつてゐる。前年
度比一八〇四億円の増は一般歳出費目中、最
大である。大蔵原案では五・一%増であつた
のに、政府案決定の過程で復活財源の七割を
防衛費にとられたのである。しかも、大蔵内
示の段階でゼロ査定されていたF-15（一
七）、P-3C（八機）など正面装備費を復活さ
せたのである。

この内訳からみて注意すべきことは、人件
費・食糧費の伸びに対し、装備や設備の伸び

が防衛予算の伸びの六〇%を占めていること
である。その結果、新規に認めた装備や設備
のうち後年度に負担するものは一兆一九〇二
億円、そのうち今年頭金として払うもの三〇
〇

三億円を引いた一兆一五九九億円となり、八
三年度の後年度負担分九八三一億円と合わせ
ると、後年度負担分がはじめて二兆円（前年
当初比八・八%増）を超えることとなつた。

党は「防衛費」の凍結を要求したが、その
意味は、今年度当初予算二兆七四五二億円で
凍結せよというのである。それは正面装備費
の航空機、艦船など新規分は認めず、したが
つて後年度負担の新規分も認めない、という
考え方である。そして、将来の防衛関係費の
増加に歯どめをかけようという現実的な対応
である。凍結といつても、物価上昇にともな
う経費の抑制を意味するから、削減をも意味
している。

このような方針を打ち出したのには、次の
三つの理由による。

その第一には防衛費が突出したことであ
る。防衛費が社会保障費の伸びを上まわつた
ことによつて特徴づけられるのは八一年度予
算からである。当時はそれでも、エネルギー
対策費、経済協力費などをふくめて、広い意
味での安全保障のなかでの突出であつた。と
ころが、八四年度予算案では、そのなかで防
衛費だけがきわだつて突出したところに特徴
がある。総選挙中の世論調査では、国民の四
分の三が、現状維持ないし消滅を要求してい
たことを考へると党の方針は妥当であると考
える。

第二には、財政再建の主旨にも反するからである。二兆円をこえる後年度負担は、八五年以降、毎年六%程度の防衛費の伸びを前提とすることになり、その結果、福祉・教育、公共事業などの政策的経費を圧迫する要因となるからである。その意味で軍事優先の予算編成とならざるをえないという意味で、軍事大國化への道を公然と歩むことになる。

この考え方につい、社会保障費九兆三〇〇〇億円に比べれば二兆九〇〇〇億円の防衛費は少ないという反論があるかも知れない。

しかし、後年度負担をふくめて、すでに実質五兆円の防衛費であり、いまのような伸び率では、早晚、社会保障費においつくことは目にみえていることも注目しておく必要がある。

第三には、党は自衛隊を違憲として将来非武装をめざしつつも、当面、非核三原則、武器輸出禁止、G N P 1%などの歯どめをかける闘いをくんできたが、いまや、これらすべて空洞化され、G N P 1%の枠も突破しかねない状況にある。政府の発表によれば、予算案中の防衛費はG N P 〇・九九一だとい。G N P 1%との差は約二五四億円程度となるから、二・九%の公務員の人事勧告があればG N P 1%を突破することとなる。政府は防衛費をG N P 1%枠にとどめることで人勧を抑制しようとしているとみなければならな

い。政府の消費者物価見とおし、二・八%増を前提に人勧を想定した場合、どう整合性をもたせるつもりだろうか。追求すべき点であることになり、その結果、福祉・教育、

なる。

三、国民生活を圧迫する歳出削減

予算案は「高齢化社会の進展に対応し、将来にわたって社会保障制度を安定かつ効率的に運営していくため、給付の重点化と負担の適正化を進めていく必要がある」として、年金、医療について、給付の引き下げと負担の増大を求めるとしている。そのことは、社会保障関係費前年度比2%増、一九五七年以降二番目の低い伸びであることに示される。

そして社会保障関係費の抑制と医療費補助にまとをしぶり、医療保険制度の改悪の挙にでのある。五九年度から被用者本人（サラリーマン、公務員）の一〇割給付を九割とし一割を負担させ、六一年度から二割負担にしようというのである。

確かに国民の医療費は年間約一四兆円、毎年一兆円ずつ増大し、その膨張を抑制しなければならないことは急務である。社会保障関係費九兆三二一〇億円中、医療関係の国庫負担、八四年度概算で四兆をこえている。問題は、医療費のムダの中身を吟味することにある。その際、被用者本人、診療機関、企業（製薬、治療機械）、国および自治体をふくめて、

それぞれの領域からみた節約が要請されるであろう。乱診、乱療にみられるムダを被用者本人だけに転化すべきでない。たとえば医療費の約半分は、薬づけ、検査づけ診療によるとされている。薬価規準を引き下げるだけで、相当な医療費の節約になることは経験したとおりである。

健康保険の一〇割給付は、戦前からの制度であつて、健保の根幹をなす制度である。世帯主である本人が病気になつた際に、家計への負担を防ぐ社会保障制度なのである。みだりに改悪されはならない。国保の給付との格差を問題にするなら、むしろ国保の給付水準を上げるように努力すべきである。健保本人一割負担によつて、長期療養者の負担はたとえば胃がんで、全部摘出し三〇日入院した場合、現行の一万五八〇〇円が五万四〇〇〇円となり、盲腸炎で一週間の入院で、現行より一万四一八〇円増となる。

また国保への国庫補助率四五%を三九%に引き下げ、日雇健保の健保体系への統合で国庫補助を一五〇〇億円削除しようとしている。

各種年金についても、政府案は、二%の物価スライドを導入している。昨年度物価スライドを凍結しただけに、最低四・四%以上にスライドすべきである。また、老齢福祉年金は、わずか五〇〇円のアップでしかない。現

行二万五一〇〇円を三万円に増額すべきである。また、児童扶養手当の二割カットと地方自治体への負担の転化にも強く反対する。

文教・科学振興予算も、八三年当初予算一・〇%増にとどまっている。ここでも、確実に教育への家計負担は増大する。

第一に臨調答申にもとづき、私立大学等経常費助成の大幅削減である。今年度比二七七〇億円の削減で一二%減である。私立大学経常費助成がやつと経営費の三〇%をこえて、党の目標五〇%にはほど遠いが、着実に前進していくが、八四年度には三〇%を割ることは必至である。この結果は、寄付金をめぐる大学の腐敗、授業料の値上げなどによって、ただでさえ、学歴社会への対応を迫られ、家計における教育費が急増しているだけにますます教育費の負担増は深刻となる。

さらに重大なことは、育英奨学事業に有利子制を導入したことである。育英奨学事業は、太平洋戦争中の一九四三（昭和一八）年に創設されたことを想起すべきである。

今日の財政上の困難と比較すべきもない。貧しい家庭の子弟でも、能力に応じて進学させれる社会保障的性格のものであつたのである。

しかも先進国の制度に比べ、わが国の奨学制度は、まだまだ遅れているのであって、制度が熟するまでの努力を欠いている段階に

ある。有利子制度の導入は国の努力を民間の教育ローン制度に肩がわりさせ、その教育責任を放棄するとともに、低所得層の家庭の進学条件を悪化させるものである。憲法二六条の教育の機会均等の考え方逆行するものである。

さらに公立学校の施設整備費の一〇・六%減も問題である。たしかに児童生徒数の減少という条件は考えられるが、過大規模校の解消のためにも、内需拡大の公共投資事業量を拡大するためにも、公立文教施設費にしわよせすべきでない。

八四年政府予算は、こうして、福祉・教育への抑制を通して、国民生活の負担増・家計の圧迫を強いるものであり、臨調行革にそつた緊縮予算のしわよせ、さらには、防衛費突出の犠牲の結果に他ならない。

四、勤労国民収奪の減税案に反対する

二年ごしに勤労国民が切実に求めてきた所得減税について、政府は今年度の一五〇〇億円の減税に引きつづき、来年度は所得税約七〇〇〇億円、住民税三〇〇〇億円、合わせて一兆円規模の減税を実施しようとしている。そして、所得税減税の財源を、法人税と大衆増税（酒税、物品税、自動車税など）で補おうとのである。したがって、減税規模、減税方法、財源対策のいずれからみても、勤

労国民への收奪強化であり、大企業、金持優遇、格差拡大をもたらすことになる。政府の税制改正の内容は後の表1～6を参照されたい。

(一) 減税額は少なすぎる

昨年来、野党と労働団体は「景気浮揚に役立つ規模の減税を、年内（八三年一二月まで）に実施する」との与野党の合意にもとづき、「所得税一兆円、住民税四〇〇〇億円、計一兆四〇〇〇億円の減税を要求してきた。しかしに政府は、年内一兆四〇〇〇億円を僅か所得税一五〇〇億円、住民税六〇〇〇億円に値切り、来年度一兆円所得減税をと/or>うのであるから、実施時期も、規模も、われわれは承服できない。

・社会党は、物価調整減税として、来年度、所得税一兆四〇〇〇億円、住民税五〇〇〇億円の減税を要求している。一九七七年一八三年の消費者物価上昇率二七%を考慮し、標準世帯の所得税の課税最低限を現行二〇一万五〇〇〇円を、二六〇万円程度まで引き上げ、住民税の現行一五八万四〇〇〇円を二〇一万五〇〇〇円に引き上げる措置を根拠としている。

課税最低限のすえおき期間が長く、実質約五兆円の負担増となつていてことを考へれば、この要求でもささやかなものであり、政

府の減税額では、「内需拡大のための景気浮揚」どころではない。

(二) 減税方法が不公平

課税最低限の引上げは当然の措置であるとしても、所得税の最低税率を一〇%から一〇・五%に引き上げ、最高税率の七五%を七〇%に引き下げるとしているのは改悪といわざるをえない。最低税率の引上げ(一〇・五%で約八〇〇億円)に伴う増税効果は所得の低いものほど深刻になる一方、最高税率の引き下げはごくひとにぎりの高所得層に減税の恩恵を与える不公平な税率の手なおしとなる。政府は中高所得層に対する配慮というが年収五〇〇万円から一二〇〇万円の層は、国税庁の民間給与の実態調査によつてみても、八二年、三四〇〇万人のサラリーマンのうち、一三・二%を占めるにすぎない。これらの層を重視する減税とは国民の少数者、しかも社会的水準からみて中高所得者優遇に他ならぬい。とくに最高税率の引下げは、利子・配当所得の総合課税が実施されていない現状では、現行の分離課税(税率三五%)による減税措置に加えての減税策となり、一層の優遇となる。

さらに、所得税の最高税率と最低税率のきざみは、贈与税と相続税の税率のそれと同じであるから、資産課税にも連動する。その結

果、所得課税における不公平が資産課税の不公平な税率の手なおしになるという二重の改悪となるおそれがある。
現行税率のままで、課税最低限の引上げにあたつて、基礎控除などの人的控除は所得控除となつてゐるため、控除の引き上げによる減税効果は家族もと所得の高い層ほどその効果が大きくなる。

(三) 財源対策としての大衆増税

政府案は減税財源の半分を企業に、残りの半分を大衆増税に求めようとしている。日銀の予測でも、大企業はすでに不況局面を抜けだして高収益を上げている、としている。法人の税負担は当然のことである。法人税は法人所得課税であるから軽度の累進税率方式をとるべきであると党は主張しているが、現行は一率の税率方式をとつてゐる。したがつて党は、現行の資本金一億円以上、所得八〇〇万以上の法人には、現行四二%に二%程度の引き上げはよい、と考えているが、(政府案一・三%増)中小企業には現行三〇%はすえおくか、中小企業の法人所得限度額、八〇〇万円を一〇〇〇万円にするというように改善すべきであると思う(政府案、一%増)。

しかも、酒税、物品税、自動車税などの大衆消費を対象とした増税は大衆の負担軽減、消費拡大に逆行する。政府は間接税の導入の根拠として、所得の平準化をあげているが、低成長下の現状では、大企業と中小零細企業との賃金格差は拡がる傾向がみられるだけに、政府の主張は当をえていない。間接税の増税が負担の逆進性、低所得者層への負担増をもたらすからである。
党は、減税財源を、中小零細企業よりも企業に、勤労所得層よりも資産所得層に負担してもらうのが経済政策的にも、社会政策的ににも望ましいと考える。われわれは、大企業にたいする法人税率の引上げ(二%で六〇〇〇億円)、利子所得、配当所得の源泉徴収税率(現行二〇%を五%引き上げて四八〇〇億円増収)、有価証券取引税率(二倍引上げで、三一〇〇億円の増収)、さらに現行所得税制のかで、とりわけ不公平是正が求められているもののうち、医師の社会保険診療報酬課税の特別措置の廃止、給与所得控除頭うち制度の復活などを要求している。とくに利子・配当所得の総合課税化という最善の方策がとられる前段の現実的対応策として、先にのべた税率引上げを強く求めるものである。これらの措置による増収額は、党の所得税一兆四〇〇億円減税要求を上まわる。

このように、大企業と高額所得者からの増税によつて所得税減税をまかなう党の考え方は、国民の租税負担率を何ら上げるものではない。それは財政再建にも逆行せず、内需喚

起と社会的公平を進めるという一石二鳥の効果をもつものである。

五、大型間接税導入と意図する 財政再建

五二五〇億円の減額に止まってしまった。

現に経企庁の試算でも、「現行の社会保障制

来年度政府は、国鉄運賃六・四%、消費者米価の引き上げ三・八%、国立大学授業料で二五%、私立大学では七%、公団住宅の家賃の値上げで、平均一世帯五〇〇〇円など、公共料金を引き上げようとしている。私鉄、タクシー運賃もそれぞれ一六・七、一四・五%アップを申請しようとしている。政府の試算でも、公共料金の値上げだけで〇・三四%、

間接税増税で〇・二%計〇・五四%も物価を押し上げる、としている。八三年度の物価値上げ要因〇・一三（公共料金のみ）の四・五倍に相当する。予算外の物価上昇要因一%を加えて政府の消費者物価見とおしの一・八%の三分の一を占める。

生協連の調査によれば、全国九〇〇世帯のサラリーマン家庭の平均値としての世帯主の年齢四三・八歳、家族四人、月収三〇万八九六五円の家庭モデルで、ベア六%としても、減税、増税抱き合わせの税制改正、公共料金の引上げ、医療負担、教育費のアップ、上下水道料金のアップ、などで、月収一萬円の収入増もふいになると試算している。

政府は昨年八月、経済審議会がまとめた「〇年代経済社会の展望と指針」の提言をうけて、「昭和六五年度までに赤字国債依存体質から脱却する」という努力目標を決定した。これをうけ、財政審議会は、例年の予算編成に合わせた歳出削減策に加え、中期的財政運営の在り方も審議することとなり、その成果を「中期的財政運営に関する諸問題についての中間報告」にまとめた。

それによると、こんごの税収が毎年二兆円程度つつふえると想定しても、增收分は国債利払い費と地方交付税の增加分によってほぼ帳消しとなり「国債の減額にあてる財源の余裕はない」と指摘している。八四年度予算案でも、税の自然增收が当初比七%弱の増、二兆二〇〇〇億円とみた。半面、国債費と地方交付税の増加分を合わせて二兆五〇〇〇億円もある。地方財政に対する国の負担方法を変えたせいもあるが、この二つの増加で税の自然增收分は全部まわしても足りないことになつた。だから一九九〇年度赤字国債発行ゼロにするために、昨年一月の大蔵省の「中期試算」でも八四年から年間、一兆円の減額が必要とされたが、予算案では、その財政再建計画の初年度から計画がくずれ、赤字国債だけでは

度や地方交付税制度を現行の水準で維持していけば、六五年度の赤字国債発行額は、五〇年の発行額七兆円の二倍強から三倍の一五兆一二三兆円にふくれ上がる」といつている。一九九〇（昭和六五）年度赤字国債体質からの脱却は不可能とみてよい。

そこで、財政審は、一九九〇年度までに赤字国債体質から脱却するため、新規の赤字国債発行をゼロとすることを、当面の最優先課題とすること、このため八五年度からの大量償還がはじまる既存の赤字国債について、借り換え債を発行するとした。経営難に陥った企業を再建する場合と同様、「過去の借金返済を繰りのべ、收支を改善したうえで累積債務を解消する」という二段階の財政再建策をうちだしたのである。これまで法律で禁じていた借り換え債の発行を是認したことは、こんご長期にわたつて赤字国債が流通し続けることを意味し、財政政策の大きな転換につながるのである。

赤字国債の借り換え以外の手段で現金償還（たとえば財源を税金など国債以外に求める）しようとすると「極端な歳出カットや負担増といった急激な措置を講じなければならぬ」とことを強調している。したがつて、償還財源を借り換え債で発行することを認め、赤

字国債の残高減少よりも、当面の各年度の新規赤字国債の発行をゼロに近づける努力を優先させる方向を打ちだしたのである。

これと併行して財政審は「こんご歳出の伸び率を国民所得の伸び率の横バイ以下に抑えようとしても、それに見合う歳入の増加分は赤字国債以外の歳入項目を検討する必要がある」と強調している。つまり、このことは、社会保障制度など行政サービスの質を維持するためには、大幅な増税、大型間接税の導入もありうることを示唆したものである。

党は、借り換え債発行については、政府・与党の今日までの国債管理政策の誤りを追求し、今まで政府が約束してきた財政再建の最後の歯どめをはずすことに対しきびしく対決し、借り換え止むなしの根拠と財政再建の方法を明確にするよう強く要求していくかねばならない。

財政再建の方法は、歳出の合理化、自然增收拡大のための経済政策、不公平税制のはざみなどのくみ合わせの方法によるべきである。

臨調行革路線にいう「増税なき財政再建」が破綻した今日、歳出カットを重点とする縮小的均衡路線の経済運営の転換を求めていかなければならぬ。あくまで、財政再建は、国民生活優先、そのための経済政策の転換、その基礎のうえに財政再建を展望する、というものでなければならない。

表1 昭和59年度の税制改正による増減収見込額

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 所得税減税		
(1) 人的控除等の引上げ	△5,770	△6,620
(2) 給与所得控除の拡充	△1,710	△1,990
(3) 税率構造の見直し	180	310
小 計	△7,300	△8,300
(4) 障害者控除、白色事業専従者控除の引上げ等	△ 350	△ 400
計	△7,650	△8,700
2. その他の減税等		
(1) 個人年金保険料控除及び親子間の住宅取得資金の贈与の特例	△ 110	△ 100
(2) 投資促進税制等	△ 600	△ 520
計	△ 710	△ 620
合 計	△8,360	△9,320
3. 法人税の税率引上げ	3,920	4,300
4. 酒税の税率引上げ	3,510	3,200
5. 物品税の税率引上げ 等	560	350
計	7,990	7,850
そ の 他		
(1) 法人税の延納制度の廃止	—	700
(2) 法人税の欠損金の繰戻還付制度の適用停止	600	600
(3) 社会保険診療報酬の源泉徴収税率の引上げ	—	150
計	600	1,450
差 引 計	230	△ 20
7. 石油税の税率の引上げ等	1,340	670

表2 所得税改正の内容

(2) 紙与所得控除の引上げ

	現 行	改 正
最低保障額	50万円	55万円
控除率	適 用 所 得	
	現 行	改 正
40%	150万円まで	165万円まで
30	300 "	330 "
20	600 "	600 "
10	1,000 "	1,000 "
5	1,000万円超	1,000万円超

(1) 人的控除の引上げ

	現 行	改 正
基礎控除	29万円	33万円
配偶者控除	29	33
扶養控除	29	33

(4) 課税最低限

(3) 税率の見直し

	現 行	改 正
独身者	千円 849(831)	千円 946
夫婦者	1,161(1,136)	1,301
夫婦子1人	1,619(1,569)	1,833
夫婦子2人	2,079(2,015)	2,357
パート収入者	790	880

カッコ内は旧社会保険料モデルによる数値である。

	現 行		改 正 案
適用課税所得	税率(%)	適用課税所得	税率(%)
60万円以下の金額	10	50万円以下の金額	10.5
120 "	12	120 "	12
180 "	14		
240 "	16	200 "	14
300 "	18	300 "	17
400 "	21	400 "	21
500 "	24		
600 "	27	600 "	25
700 "	30		
800 "	34	800 "	30
1,000 "	38	1,000 "	35
1,200 "	42	1,200 "	40
1,500 "	46	1,500 "	45
2,000 "	50	2,000 "	50
3,000 "	55	3,000 "	55
4,000 "	60	5,000 "	60
6,000 "	65		
8,000 "	70	8,000 "	65
8,000万円超の金額	75	8,000万円超の金額	70

表3 酒税の増税

	現行価格	増税額	増税率
特級	2,550円	179円	20%
・清酒 (1.8 ℥) 1級	1,800円	79円	18%
2級	1,350円	25円	15%
甲類	940円	37円	35%
・しょうちゅう (1.8 ℥) 乙類	1,030円	19円	25%
・ビール (633ml)	285円	25円	20%
・果実酒 (720ml)	780円	12円	35%
特級 (760ml)	2,900円	260円	20%
・ウイスキー 1級 (720ml)	1,470円	145円	25%
2級 (640ml)	630円	31円	30%

表4 物品税の増税

本則	初年度
• 新規課税 (59年10月1日実施)	
◇サーフボード、ウインドサーフィン、ハンググライダー	10%
◇モーターハンググライダー	20%
◇パチンコ機の表・裏部品	10%
◇コンパクトディスクプレイヤー、ビデオディスクプレイヤー	15%
◇コンパクトディスク、固体撮像素子利用のテレビカメラ	0%
◇ビデオディスク、録画済み磁気テープ	0%
◇録音・録画用磁気テープ	10%
◇グラフィッククライマー、マイクミキサー、電気楽器、電子楽器のキーボード、楽音発生用電気音源	15%
◇パソコン無線機	5%
◇電磁調理器	15%
◇全自動以外の電気洗濯機	10%
• 税率引き上げ (59年5月1日実施)	上げ幅 新税率
普通乗用車等	0.5% 23.0%
小型乗用車	1.0% 18.5%
軽乗用車	0.5% 15.5%
普通・小型ライトバン	0.5% 10.5%
軽ライトバン	0.5% 5.5%
カーカーラー (これのみ10月1日実施)	1.0% 18.5%

表5 法人税の引上げ

2年間の臨時措置

	現 行	改正案
普通法人の税率 留 保 分 配 当 分	4 2 % 3 2 %	4 3.3 % 3 3.3 %
中小法人の軽減税率 留 保 分 配 当 分	3 0 % 2 4 %	3 1.0 % 2 5.0 %
特別法人 (公益法人等、協同組合等、特定医療法人) の軽減税率 留 保 分 配 当 分		
	2 5 % 2 1 %	2 6.0 % 2 2.0 %

二、地方財政対策の基本問題

度地方財政対策は、概要（表1）次のとおりである。

表1 昭和五九年地方財政対策の概要（昭和五九年一月一九日）

「覚書き」交換という自治・大蔵両大臣の恒例の手続きを経て決定された一九八四年度（昭和五九年度）地方財政対策は、手続きの恒例さとは逆に、地方財政の根幹にかかるる重大にしてかつ新たな問題を現出した。

- (一) 八四年度地方財政対策の概要

大蔵原案内示に先立つて決定された八四年

I 地方財政対策の見直し

表6 その他の改正

石 油 税
税率を4.7%（現行3.5%）に引上げる。 石油ガス等を課税対象にし、税率を1.2%とする。
記帳義務
年間所得が300万円超の自営業者等は、記帳しなければならない。
収入金報告
総収入が年間5,000万円を超える者は、総収入報告書を提出しなければならない。
住宅税制
親から子への住宅資金500万円までについて贈与税を軽減する。

1 地方財政の健全化に資するため、昭和五九年度以降、原則として、交付税特別会計における新たな借入れはやめる。これに代わる各年度の地方財源措置として、当分の間、地方交付税交付金の特例措置を講ずることとする。

2 国は、1に伴い、既往の交付税特別会計借入金約一兆五二〇〇億円のうち、国負担額約五兆八三〇〇億円を一般会計の借入金に振替整理する。(その元利償還是国債費)

3 上記の措置に伴い、昭和五九年度以降、交付税特別会計に残る借入金(約五兆六九〇〇億円)の元利償還是地方負担とする。

(注) 地方財政の状況を勘案し、借入金の償還方法の変更を行い、昭和六年度による昭和五九年度償還予定額(一二八九億円)

II、地方財源不足対策

4

昭和五九年度の地方財政の財源不足は一兆五一〇〇億円と見込まれる。

(注) 財源不足は、上記3の措置に基づき、交付税特別会計利子負担(三六三八億円)を地方負担として計算して算定した。

5

4の財源不足は、(1)交付税の増額三〇

四九億円、(2)建設地方債の増発一兆二〇五一億円で補てんする。

(注) (1) 交付税の増額は、次のとおり

の内容である。

① 交付税特別会計の償還方法の変更 一二八九億円

② 昭和五九年度の地方交付税交付金の特別措置 一七六〇億円

(2) 特別措置のうち、下記の額に相当する額を除いた三〇〇億円については、昭和六六年度以降法律により減額精算する。

ア 既往利差臨特 九二五億円

イ 既往地域特例臨特三五億円
ウ 財対臨特 五〇〇億円
合 計 一四六〇億円

(3) 建設地方債の増発は、公共事業等の地方債の充当率を八五%

(昭和五八年度九〇%)にするこ

とにより行う。

金比率四八%（昭和五八年度四一%）程度となる。

8 公営企業金融公庫の政府保証債発行額を一兆二二〇〇億円とする。

(二) 既往の財政対策との相違点

七五年度から八三年度にいたる地方財政財源不足額とその補てん措置（表2）は、大要二つの柱から成っている。

第一は、地方財政財源不足額について、交付税特別会計における資金運用部からの借入による交付税総額の増額および財源対策のための地方債の増額である。いわば借金によ

る財源補てんである。

第二は、交付税特別会計借入金の償還について、元金については二分の一、利子については全額を国が負担することとしたことである。

右の二つの柱を内容とする地方財政対策は、国・自治体間の財政関係とりわけ財政調整制度としての地方交付税制度を大きく歪めるものであることは、今さらいうまでもない。

地方交付税法第六条の三、第二項においては、「引き続き、著しく不足」するときは、交付税率の引上げ、ないし制度の改正を行うことを國に義務づけている。交付税の不足額が「一割以上であり、それが二年継続し、かつ三年目も確実に見込まれる」ことが、同法の規定

表2 昭和50年度以降の財源不足額とその補てん措置

区 年 度 分	地方財政 計画額	財 源 不 足 額	左 の 補 て ん 措 置						地方債の増額 (備考)				
			地 方 交 付 税 の 增 額	利 差	特 会	特 会	計	H/B					
A	B	C	D	E	F	G	H	I	L/B	B/A			
50年度(補正)	220,322	21,831	—	—	11,199.8	—	11,199.8	51.3	10,632	48.7	9.9		
51年度(当初)	252,595	26,200	559	—	—	13,141	—	13,700	52.3	12,500	47.7	10.4	
52	"	288,365	20,700	950	—	9,400	—	10,350	50.0	10,350	50.0	7.2	
53	"	343,396	30,500	1,500	—	—	15,500	—	17,000	55.7	13,500	44.3	8.9
54	"	388,014	41,000	1,800	—	—	22,800	—	24,600	60.0	16,400	40.0	10.6
55	"	416,426	20,550	1,300	—	—	8,950	—	10,250	49.9	10,300	50.1	4.9
56	"	445,509	10,300	1,910	△1,130	1,320	—	3,400	33.0	6,900	67.0	2.3	
57年度(補正)(当初470,542)	474,256	27,119	—	—	—	15,433	—	15,433	56.9	11,686	43.1	5.7	
58年度(当初)	474,860	29,900	—	1,135	7	18,958	△3,446	16,654	55.7	13,246	44.3	6.3	

の意味であるといふからすれば、七八年度以降の財源不足額については、交付税率の弓上げをもつて補てんすべしものである。

ところが政府は、国の財政危機を理由に、交付税率の弓上げを拒否し、交付税特別会計における借入金について、国は元金の二分の一および利子を全額負担するといふし、これ

をもつて回法の規定について「幅度の改正」はあたふとしめた。地方交付税法の規定は完全に骨抜きとされたわけである。

加えて、財源不足額の補てんとしての「財源対策地方債」を増発し、その償還については、地方交付税の基準財政需要額に算入する

ことにより、もはや状況を発生せねばなりぬいた。ただ、このものが地方交付税特別会計の「財源対策地方債」を増発し、その償還については、地方交付税制度を実質的に崩壊、わざ、国・自治体間の財政秩序に大きな混乱をもたらしたといふとしたことから、地方交付税の“地方債”

八四年度地方財政対策は、このような八年間にわたる対策とは、二つの点で大きく相違したものとなっている。

1 借入金対策の転換

交付税特別会計における借入れ措置を廃止し、「特例措置」を講じたこと、これがまず第一の特徴である。

2 既往の借入れ金の切半負担

交付税特別会計における借入金は、一兆五二〇〇億円となつてゐるが、前記「特例措置」を講ずることとしたことから、これを国五兆八三〇〇億円、地方五兆六九〇〇億円とそれぞれ負担することとしている。

このように交付税特別会計における借入措置の廃止にかわって特例措置を創設するとともに財源対策地方債の増発をもつて不足額の大部を補てんするという新たな方式は、臨調答申がいう地方財政の“自立・自助”への大きな転換を意味している。これこそ既往の対策と八四年度地方財政対策との最大の相違点といえる。

二、地方財政対策の基本問題

借入金総額約六〇兆円（八三年度末）と見込まれる地方財政の状況のなかで、これ以上借入金を増やさないという点では、交付税特別会計における借入れ措置の廃止は“一步前進”

ともいえるが、その前提条件すなわち税源の充実等を保障しないままの今回の対策は、地方財政の今後の歴史および構造において、重大な問題を現出した。

(一) 交付税率の実質的“変動化”

借入れ措置にかわる「特例措置」として一七六〇億円が特例加算されることとなつてゐる。しかしこの特例措置は、今後の地方財政の状況によつては、特例加算のみならず特例減額もあることを意味している。しかもこの特例措置は、既往の交付税特別会計における元利償還にかかる国の負担措置を廃止したうえで、交付税法第六条の三、第二項にかかる措置として「法定化」されることとなつてゐることから、その幅は、現行交付税率三二%のプラス・マイナス一〇%、すなわち三五・二から二八・八%の範囲内で講じられることとなる。すなわち、この範囲内で交付税率は、“変動化”されることとなるわけである。

交付税特別会計における借入れは、会計制度上地方の借金であることは間違いないことであるが、その借金措置をやめ、地方財政に対する國の責任を「特例措置」で実効するといふ今回の措置をもつて、地方交付税を一種の平衡交付金化するやり方は、あまりにも問題が多いといえる。交付税法第六条の三の二項の実質的形骸化を避けるための前提条件、例え

ば、税財源の充実はもとより、財政需要を自主的に算定し、国と調整する制度的保障をはかることがある。そうした前提条件の整備のないまま、地方交付税制度のみを、一種の平衡交付金化する今回の対策は、現行交付税率三二%を近い将来、実質切り下げに導く効果しかないであろう。

(二) 年度間調整の許容

ところで一七六〇億円の特例措置のうち、一四六〇億円は国・地方間の約束による分であり（もつとも財対臨特は、住民税において利子・配当所得が総合課税されていない実態から、それに見合う額として国から交付されるものであり、八三年度は一一〇〇億円であった）。これがその概ね二分の一として五〇〇億円に折半されたことも大きな問題である。実質特例措置分は、三〇〇億円にしかすぎない。それさえも七年後から減額精算されるととなつてゐる。これは一種の年度間調整が、地方交付税に導入されたことを意味しており、これまた今後の地方財政制度に大きな問題点を残したといえる。地方財政の計画的運営の観点からすれば、地方財政内部の自主的年度間調整こそ求められるべきであり、国・自治体間のそれは、国による地方財政コントロールの手段しか足りえないであろう。

表3 地方税制改正による増減収見込み額

(億円)

改 正 事 項	昭和59年度(初年度)			昭和60年度(平年度)		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1. 住 民 税						
(1) 個人住民税の減税	△1,032	△2,097	△3,129	△1,375	△1,778	△3,153
(2) 法人均等割の税率引上げ	200	800	1,000	295	1,204	1,499
(3) 徴収猶予制度の廃止	10	26	36	—	—	—
2. 事 業 税						
徴収猶予制度の廃止	55		55	—		—
3. 料理飲食等消費税				△ 32		△ 32
国際科学技術博覧会の開催に係る免税						
4. 自 動 車 税						
税率の調整	1,271		1,271	1,338		1,338
5. 軽自動車税						
税率の調整		79	79		85	85
6. そ の 他	△ 7		△ 7		△ 4	△ 4
計	497	△1,192	△ 695	226	△ 493	△ 267
国の税制改正に伴うもの	95	244	339	150	431	581
法 人 住 民 税	99	244	343	175	431	606
法 人 事 業 税	△ 4		△ 4	△ 25		△ 25
再 計	592	△ 948	△ 356	376	△ 62	314

- (注) 1. 上掲の数値は今後精査の結果、異動することがある。
 2. 住民税の減税規模は、昭和59年度3,642億円、昭和60年度3,072億円である。
 3. 昭和60年度の数値には、当該年度から適用されるものの増減収額を含む。

昭和59年度地方税収見込額(未定稿)

(単位: 億円)

区 分	昭和58年度 (計画額)(A)	昭和59年度 (現行法)(B)	増 減 (B)-(A)	改 正 増 減 (C)	昭和59年度 (計画額)(B)+(C)
地 方 税	190,689	203,950	13,261	△ 356	203,594
道 府 県 税	83,491	88,608	5,117	592	89,200
市 町 村 税	107,198	115,342	8,144	△ 948	114,394

(三) 国に有利な借金の折半負担

「特例措置」を講ずることと合わせ、既往の借金一兆五二〇〇億円は、前述のように国・地方で折半することとし、地方の償還は昭和六六年度以降にすることとされた。この借入れ金は地方交付税法第六条の三、第二項にかわる措置として、国が行つた借金による補てん策の結果であることからすれば、そうした今回の折半措置は許容しがたいものである。ましてこの措置が、国の一般歳出抑制の結果という側面があることをみればなおのことである。

かくて八四年度地方財政対策は、七五年度以降、顕在化してきた地方財政危機をめぐる一連の対策の延長線上に位置しつつもその内容において大転換をもたらすものとなつた。これによつて、地方財政ひいては地方自治は、新たな対応を迫られることとなつた。

(四) 地方税政改正の基本問題

八四年度地方税制改正（表3）による増減収込み額は、地方税制改正分では、初年度六九五億円、平年度二六七億円とそれぞれ減少となる。これに国税改正分を加えると初年度では三五六億円の減となるが平年度において三四四億円の増収となる。

今回の税制改正の第一の特徴は、所得税、

個人住民税の減税に対し、その補てん財源を低所得者にシワ寄せしたことである。最低税率の〇・五%引上げ、最高税率の引下げは、そのことを示している。

また第二の特徴としては、国税重視、地方税軽視が端的に示され、なかなか市町村税源は全く無視されたことである。法人税率の二年間の暫定措置としての一・三%引上げは、地方税における法人税の配分割合を引下げることとなつてゐる。加えて社会保険診療報酬課税の特例措置等地方税における不公平税制は全く手つかずである。

地方税制における懸案は全く解決されないまま、国税重視と低所得層あるいは若年層への負担強化がなされたこと、これが今回の改正の基本的性格である。

三、地方財政計画の基本問題と今後の課題

(一) 地方財政計画の基本問題

八四年度の地方財政計画は、二月末でなければ明らかとならないが、その收支見通しの概要是、表4に示すとおりである。

国の公共事業等一般歳出の抑制を受けて地方財政計画総額は、四八兆二八〇〇億円となる見込みである。歳入においては、減税分をほぼ増税で埋めたばかりか、法人関係税を目

いっぱい高めに見込んだ結果、地方税は六・八%増となる反面、地方交付税は、三・九%もの減となつてゐる。歳出においては、投資的経費は三・四%の減となり、なかでも単独事業は、前年の横ばいから三・三%もの減とされ、自治体とりわけ市町村での独自な事業における計画と決算との乖離批判に対し、その根拠を究明することなく、安易に縮小させた自治省の態度は、強く批判されよう。

(二) 今後の課題

このように地方財政においても、縮小の均衡化が追求され、一連の対策も構造的に大きく転換されようとしている。したがつて地方財政の充実・強化のためには、わが党もまた“原点”に立ち返つた対応が一段と求められている。すなわち第一は、地方税源の充実であり、第二は、国庫支出金の本格的整理による一般財源化である。加えて第三には、自治体の財政需要を自ら算定し、国と調整するためには、自治体の国政参加権を制度的に保障することである。

地方財政危機九年目において、大きく転換した国の対策に対し、以上のような三つの基本に立ち返つて地方財政ひいては地方自治の確立をはかつていくことが重要である。

表4 地方財政収支見通しの概要

項目		昭和59年度(見込)	昭和58年度	増減率(見込)
歳入	歳出規模 A	約 482,800 億円	474,860 億円	約 1.7 %
歳入	地方税 B	203,594 億円	190,689 億円	6.8 %
	地方譲与税 C	4,648 億円	4,881 億円	△ 4.8 %
	地方交付税 D	85,227 億円	88,685 億円	△ 3.9 %
	小計(B+C+D) E	293,469 億円	284,255 億円	3.2 %
	E/A F	約 60.8 % 程度	59.9 %	
	地方債 G (うち財対費)	47,602 億円 (12,051 億円)	50,011 億円 (13,246 億円)	約△ 4.8 % (約△ 9.0 %)
	G/A H	約 9.9 % 程度	10.5 %	
	(年度末地方債残高)	約 41 兆円	38 兆円	約 6.4 %
	給与関係経費 I	約 141,600 億円	136,614 億円	約 3.6 %
	公債費 J	約 51,600 億円	47,574 億円	約 8.5 %
歳出	投資的経費(L+M)K	約 163,500 億円	169,206 億円	約△ 3.4 %
	うち補助・直轄 L	約 80,800 億円	83,670 億円	約△ 3.5 %
	うち単独 M	約 82,700 億円	85,536 億円	約△ 3.3 %
	(一般歳出) A-J	約 431,200 億円	427,300 億円	約 0.9 %

注 本表は、地方公共団体の予算編成の作業の上での目安として作成したものであり、
計数は、精査の結果、異動することがある。

〈各論〉

三、一九八四年度予算の歳出にみる問題点

1 文教関係予算

一九八四年度の文教関係は、対前年度比わずか〇・八四%増、防衛費が六・五五%増という異常な「突出」の反面の教育切り立ての予算であり、八二年に引き続く国立学校の授業料の値上げに示されるように、犠牲をいつそう国民と自治体に強い予算である。

文教予算（文部省所管の一般会計）は、総額四兆五七〇億四一〇〇万円。国立学校特別会計は一兆六〇一八億一一〇〇万円で五・六七%の増であり、財政投融資計画は、二〇億減の七八九億円でマイナス二・五%である。文教予算案の主要な項目についてその内容は次のとおりである。

まず、ここ数年来教科書問題ともからんで焦点とされてきた義務教育諸学校の教科書については無償が継続され、四億二〇〇〇万円

減の四五五億五七〇〇万円が計上された。しかし、政府・自民党は八六年以降については今年中に検討し結論を出すとのことであるが、教科書問題は憲法二六条の精神に基づくものであり、他の予算との取引き材料となり、教科書検定問題とからませたりすることは許されることではない。

「四〇人学級」など教職員定数改善については、教職員数が一〇九一人も減少させられている。その内訳は自然減等のマイナスが二〇六三人、改善増が九七二人で、そのうち「四〇人学級」が三〇二人、配置率の改善六七〇人（そのうち六人は、内示でゼロだった事務職員が党の要求で復活したもの）となつていて、ゆきとどいた教育のために不可欠の「四〇人学級」は、わが党のねばり強いたたかい

によつて八〇年からようやくスタートしたものである。しかしこの計画は、わが党が要求した五・六年で実現という計画に対し一二年という長期計画であるため、予算修正時での共産党を除く与野党合意、衆参文教委員会での決議で「概ね三年後見直す」ことになったものである。ところが、臨調答申を受けた六年の間、「特に国の財政事情を考慮する」対象とされ、「四〇人学級」抑制の「実」とされた。すでに先進諸国の学級規模は一学級三〇人以内であり、ささやかな改善計画ですら抑制するという政府の方針は、教育荒廃の克服を願う父母・国民の願いを裏切るものである。

また、教材費については、昨年のマイナス一〇%に引き続いて、マイナス一五・〇%、二三億三八〇〇万円減の一三二億四九〇〇万円である。教材費は義務教育無償の対象とされるべきであり、教材費の大幅な削減は父母負担を強め、教育条件を低下させることになる。

問題のある「官製研修」のための教員研修費は、マイナス六・九%、一三二億四九〇〇万円となつてゐるが、日教組が反対してゐる

「新任教務主任研修」が新規に計上されていることは問題である。

教育荒廃克服のためのゆきとどいた教育保障に必要な諸経費が削減されている反面、「道徳教育」の予算が二四・二%も増え、一億一八〇〇万円になつてゐることも予算案の特徴である。国民が強く求める条件整備についてはこれを行なわず、誤った「道徳」の押しつけで、「非行・暴力」を抑えようとする反動的な姿勢が露骨に示されている。この中で、「道徳教育充実のための校長等指導者研修中央講座」が新規に計上された。

激化する「非行・暴力」など問題行動に対処するため「生徒指導の充実強化」は六億二五〇〇万円、実に三六・五%の増となつてゐる。とくに、「自然教室の推進等」が大きく増額されていることが注目される。

幼稚園教育も園児数の減少を理由に、前年度に引き続き大幅に削減され、一〇・九%のマイナスとなつてゐる。まず幼稚園就園奨励費補助は五・九八%マイナスの一三三億五〇〇万円である。また、幼稚園施設整備費補助は前年の一五%を更に超える二二・四%のマイナス、四七億二六〇〇万円となつてゐる。事業量では公立が八万七二〇〇m²→六万一

〇〇m²、私立が八万七二〇〇m²→七万四〇〇m²に減少した。

理科教育及び産業教育の充実も一二・七%削減され、一〇四億八九〇〇万円。そのうち理科教育は三億五五〇〇万円減の二〇億一一〇〇万円、産業教育は一一億七一〇〇万円減の八四億七八〇〇万円である。

中曾根首相は自ら「戦後教育の見直し」「教育大臨調」を主張し、「六・三・三・四」の検討をも指示している。その結果、「学校教育制度等調査研究」費が倍増の八一〇〇万円が計上された。

さて、生活関連の公共事業の充実がわが国経済成長の質的転換の面からも求められるが、公立学校施設整備費は前年度に引き続いて一〇・六%と大きく削減されている。そのなかでも公立学校施設整備費補助金は、マイナス一〇・九%、四三〇億五〇〇万円減の三五一七億四二〇〇万円となつてゐる。このような大幅な削減は教育条件の面から大変問題であると同時に、「国庫負担法」に基づく負担金を補助金一般として削減の対象とすることは誤りである。

わが党は、「非行・暴力」克服の具体策として過大規模校の解消を訴え、そのため分離の際の特別補助を国が行なうことを主張してきた。そして、八四年度予算要求での重点要求として対政府・自民党との交渉の場で強調し

た。その結果、当面、分離の場合の新設校用地取得費に対する補助を、現行急増用地取得費補助を拡充する形で行なうこととし「用地取得費補助制度」の新設については、八六年度予算で検討することとなつた。過大規模校の現状からみて極めて不十分な措置といわざるをえないが、党的努力がなければこれとてかちとれなかつたことは成果として強調されなくてはならない。

公立学校施設とならんで学校給食予算も一七・四%も削減された。とくに学校給食施設整備費は、マイナス一七・〇%、一七億一八〇〇万円減の八四億一五〇〇万円とされている。これは臨調答申の、センター化、民間委託の方針に沿う学校給食切り立て政策の現れである。

私学助成は、今年も予算編成の焦点となつた。まず、私立大学等の経常費助成は、二四三八億五〇〇〇万円、三三一億五〇〇〇万円の減、マイナス一二・〇%。私立高等学校等の経常費助成費に対する補助は、七一六億円、七九億五〇〇〇万円の減で、マイナス一〇・〇%である。周知のように、私立大学に対する助成は二分の一助成は実現することが課題であり、遅々としたものであるがようやく三〇%を超すところにきたのに前年度に引き続く大幅削減はこれを再び後戻りさせることになり、許しがたいことといわなくてはならぬ

貸与月額

	自宅	自宅外
国公立大	22,000円	28,000円
私立大	31,000	41,000
私立短大	30,000	37,000

このほか、私立大の医歯系及び薬学系については、これに加えて、奨学生の希望に応じ、次に増額貸与月額を受けることができるとしている。

医歯系 月額 30,000円
月額 60,000円

薬学系 月額 15,000円

い。こうした方針によつて、私立大学の授業料等が引き上げられることは火を見るよりも明らかである。

他方、国立大学の整備充実は一三・八%マイナスの一六八一億三五〇〇万円。大学・学部の新設は、医療技術短大（長崎）が一校認められただけである。附属病院の整備については実に三九・八%も削減され、国立学校施設整備費も一三・二%の削減となつていて、なお放送大学学園については、整備費が五六億円増の八九七億五〇〇〇万円が計上され、八五年四月学生受入れの予定となつていて、臨調答申で有利子化の導入が主張された英奨学事業は、強い反対を押し切つて有利子貸与は、新規貸与人員は六二一二人の減とされています。これに加えて、奨学生の希望に応じ、次に増額貸与月額を受けることができるとしている。

制が導入された。有利子貸与人員は二万人（大学・短大のみ）で年利三%，貸与月額は別表のとおりである。なお、これまでの一般貸与、特別貸与の種別は一本化された。他方、無利子貸与は、新規貸与人員は六二一二人の減となつていて、政府は、今後、有利子貸与の方を拡大していくことは必至であり、このような「教育ローン」は「経済大国」として恥ずべき施策といわなくてはならない。

社会教育、社会体育、文化関係予算が学校教育とともに大きく削減の対象とされていることも八四年度予算案の特徴である。

まず、公立社会教育施設整備費はマイナス一五・〇%、二三億一六〇〇万円減の一三一億一八〇〇万円（公民館二四七館、図書館三二館）である。また、社会教育事業の充実はマイナス二・九%の四六億九三〇〇万円。民間社会教育活動振興費補助も一二・〇%切りこまれ、六億二四〇〇万円である。

文化関係予算では、地域社会文化振興費が四〇〇万円減の一億八六〇〇万円。創作活動の奨励費は一二億二七〇〇万円で、マイナス一〇%。地方文化施設整備費は、二二億四四〇〇万円でマイナス一五・六%。内訳は、

文化会館一七館、歴史民俗資料館三七館、文化財保存施設一〇件、埋蔵文化財調査センターハラダねばならない今日、逆に一億六五〇〇万円減の一四六億八四〇〇万円となつた。

こうして主要項目が軒並削減されている反面、「科学技術立国」に沿つて、科学研究費の充実一〇億円増、臨調の「産・学・官協同」の具体化としての「民間等との共同研究の促進等」が二・三%増、三四億二四〇〇万円等となつて現れている。

最後に、国立大学の授業料が八二年度に続いて、三万六〇〇〇円増の二五万二〇〇〇円に引き上げられることになつていて、国公立大学との授業料の格差を私学助成で行なうと私大との授業料の格差を私学助成で行なうのではなく、それを削減し、国立大学の値上げで行なおうとしていることは本末転倒である。

こうして、八四年度文教関係予算案は、教育荒廃の現実に眼をそらし、教育条件を悪化させ、高負担を強いる予算案といわざるええない。

2 環境保全関係予算

環境庁予算は総額四三五億三三〇〇万円で、昨年に引き続き一三億円、対前年度比マイナス二・九%の削減となつてゐる。

環境庁予算の重点施策項目を概観して第一に指摘しなければならないのは、地域的社會的な環境の総合的な管理・保全に関する環境行政の弱体化である。総合的な環境管理・保全の基軸となるべき環境アセスメント法制度の確立に対応するための「環境影響評価制度の充実」費の削減が端的にこれをしてゐる。

今年度予算では、「環境保全型社会の形成」や「地域に立脚した環境保全対策の推進」のスローガンの下に、快適環境の整備のための「アメニティ・タウン計画」費の大増強、大規模計画の構想段階での環境保全対策に資するための「環境利用ガイド」策定費の新規計上、地域環境管理モデル計画策定を中心とする「地域における環境管理推進」費の継続がみられる。しかし、これらを実効ある施策とするためには、環境アセスメント法制度やそれを突破口とする各種の基本計画アセスメントによる生産・流通・消費・廃棄の全過程の環境管理的側面からの一定の制御が不可欠だからである。また、地域環境管理・保全対策の中

で唯一大幅増額をした「湖沼の環境保全対策」費は、環境保全法から水質保全法へと切り縮められた「湖沼法」制定へ向けた新規調査費の増加を反映するものであり、環境庁の総合的な環境管理行政からの後退を前提としているのである。

第二に重要な特徴は、「公害健康被害者の救済」費の四年連続削減である。公害健康被害者救済費は、七四年の公害健康被害補償制度改正と悪化する大気汚染状況を背景とする認定患者の激増に応じて、八〇年には三倍に増加し環境庁予算の四割を占めるにいたつた。しかし、八一年以来一転して削減を続け八四年度予算では八億三六〇〇万円もの減額となつてゐる。一方、公害病認定患者は増加しつづけており、エネルギー転換や交通公害による大気汚染、増加する化学物質の環境への蓄積、森林など自然生態系破壊による汚染物質浄化力の低下といった状況を考えるなら

る。

第三に、自然保護行政における本来の自然生態系保全対策の停滞と都市近郊の緑化運動への傾斜である。それは、自然保護行政費の中軸をなす「自然公園等施設整備」費の過減、保護地区民有地買上げ補助金削減の反面、「小鳥がさえずる森づくり運動推進」費や「身近な自然活用地域施設整備費の新規計上」、ゴルフアーネ緑化協力金運動推進などに示されている。また、自然公園法制度とともに自然保護行政の柱となる自然環境保全法制度にかかる「自

定業務の遅滞解消など補償法制度の一層の拡充・強化が急務となつてゐるのである。この

ような状況下での救済費削減措置には、同補償制度に対する財界・自民党の改悪要求、臨調第三部会の同制度にかかる交付金整理合理化方針、臨調最終答申での「補償対象地域指定の解除要件の明確化とレセプト審査強化等による療養給付費の圧縮」方針の明記といった、被害者救済行政の空洞化を柱とする、より根本的な環境行政再編の動きが作用しているのである。それは、臨調の最終答申に沿つて被害者救済費を抑制し予算総額削減の下で独自の公害規制・環境保全行政の予算を確保するため、環境庁が昨年一一月、中公審に對して補償法制度の見直し——第一種（大気系）指定地域解除要件の明確化——について諮詢したことによつて具体化しはじめてい

然環境保全対策」費は増額しているが、その大半は自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)など調査費が占め、自然環境保全地域指定や保全事業の拡充と積極的展開にはいたっていない。また、一昨年設置された環境庁の「ナショナル・トラスト研究会」で検討された「日本型ナショナル・トラスト運動」に対する税制上の優遇措置などの実効ある支援策は具体化せず、自治体への協力要請、情報提供などにとどまっている。

第四に指摘しなければならないのは、局地的で工場・コンビナートに直結した六〇年代の公害とともに、七〇年代から八〇年代にかけて顕著になつてきたいわゆる「生活系・都市型公害」といわれる環境破壊・健康被害についての環境行政の立ち遅れである。「生活雑排水対策推進」費、「地下水質保全対策調査」費、「低周波空気振動総合評価調査」費、「交通公害対策」における振動・騒音の調査費などの新規計上、「廃棄物対策」費の増額などは、この「生活系・都市型公害」への後追い施策である。生活雑排水による下水処理機能の低下や閉鎖性水域の富栄養化、有害化学物質による地下水汚染、交通公害の激化、廃棄物処理段階での公害発生など、特定の生産拠点に対する公害規制や防止対策では対応できまい、生産・流通・消費・廃棄過程全般にわたる広域的・全国的な環境破壊・健康被害の進

行は七〇年代から指摘されてきたところである。またそれは、文字通り、生産・流通・消費・廃棄の在り方の制御と転換を含めた総合的な対策を不可欠とするものである。しかし、環境行政は、いまだにこの「生活系・都市型公害」に対して実態調査と個別発生源規制の域を脱していられないといえよう。

第五に、「地球的規模の環境保全」の長期的な環境戦略にかかる基本的視点が欠如していると言わざるをえない。いわゆる「地球的規模での環境問題」の経済・社会的構造分析を欠いた対処療法的対応は批判されねばならない。先進工業国の地球的規模での環境破壊作用の抑制には、自国内の環境管理の徹底が不可欠であると同時に、先進工業国と後進諸国との国際的な経済関係の在り方の問い合わせを避けて通るわけにはいかない。森林の減少や農地荒廃、激発性の六〇年代型公害をもたらした後進国の大規模鉱業開発、農林水産業の「工業化」、重化学工業の移入などをもたらした国際的な経済システムや有害化学物質を含む医薬品、食品輸出の現状の転換を射程に入れたアプローチなくしては、「地球的規模での環境問題」の根本的解決の道を見出しえないであろう。

ついで環境保全経費における特徴は、第一に、八割強を占める「公害防止対策」費の動向に注目しなければならない。同調査費は他の環境保全経

公共共同消費手段への肩がわりである。すなわち、同費の六割強を建設省の流域下水道を含む下水道事業費に充てており、また、厚生省の廃棄物処理施設整備費においても、広域廃棄物埋立処分場計画調査・整備費が引き続き計上されている。

第二に、約一割を占める「自然保護対策推進」事業費の、本来の自然環境保全あるいは自然生態系保護施策からの逸脱である。同費の七割を占める建設省の公園事業費の主要費は都市計画における基幹公園、大規模公園、緑道、公開空地等の買収・整備補助であり、次いで大きな費目となつている運輸省の港湾環境整備事業費も港湾の緑地整備であり、「自然保護」とは無縁の内容である。

第三に、「公害防止事業助成」費のうち拡充が望まれる中小企業を対象とした通産省の公害防止技術指導施設整備費や公害防止技術情報収集費などの遞減傾向、環境庁の公害防止事業団助成費の削減である。とくに公害防止事業団事業については、臨調最終答申において「環境政策に即した業務内容の転換」が打ち出され、アメニティの確保などへの対応を迫られる反面、中小企業を中心とする公害防止対策の停滞が懸念される。

第四に、環境保全経費の二五%以上を占め

費とは桁違いの一五%前後の大幅削減となつてゐる。この圧縮された調査研究費の五割強を通産省予算と全関係省庁共管予算が占めており、その九〇%以上が増額された新エネ・省エネ技術開発費に充てられている。また、通産省所管予算の中には、「長期工業立地調査研究」費としてテクノポリス構想推進調査費が含まれている。これらの研究開発は、間接的にはエネルギー消費量の総量抑制や汚染負

荷の少ないエネルギー源の使用を通じた汚染物質排出量の削減としての意味をもちつても、しかし、より直接的には公害防止研究開発の名目でエネルギー投入、産出比率の向上につながる合理化技術開発とそうした産業配置の推進を主眼とするものである。本来の公害防止・環境保全を目的とする調査・研究の軽視は強く批判されねばならない。

3 建設関係予算

一、公共事業の特徴

一九八四年度公共事業予算案は、一般公共事業費六兆三二三九億円（前年度比〇・九%減）、災害復旧等事業費二〇六一億円（同二七・五%減）の計六兆五一〇〇億円（同二〇%減）八三年度当初比一三五四億円の削減となり、これは、一九五五年度以来、二九年ぶりのマイナス予算である（五五年度は一四六六億と、五四年度一五二九億円に対し、六三億円、マイナス四・一%減となつてゐる。ただし、この時点においては住宅等は、公共事業費の範囲に入っていない）。公共事業当初予算是、八〇、八一、八二、八三各年度同額（伸び率ゼロ）を続けてきたが、ついに、マイ

ナス予算となり、一般会計歳出に占める割合は、一二・九%と一三%台を割り込んだ。一般公共事業費内の配分等には前年度と比べ大きな変化はないが、中期的な比較を行えば、率としては下水道の伸びが顕著であり、道路が若干下りめ、額でみると道路、下水道の増額が大きいが、これは、道路については道路特別会計の增收、下水道については、需要増と流域下水道への傾斜が指摘できる。

公共事業予算について社会党は、景気回復の観点から、対前年度比三%増（公共投資全体で事業費二兆円の増額）を要求した。これは、三カ年の予算の据置きのもとでの公共住宅、公園、文教・福祉施設等の整備の立遅れを是正し、地域住民の生活施設向上の要求に

応えようとするものであつたが、政府・自民党は、防衛費大幅増額の道を選択し、軍備が生活環境より優先された。

二、個別事業の特徴

① 道路

国費一兆八八四六億円（前年度道路特会剰余金一一六億円を含む、従つて、道路予算是前年度比マイナス〇・九%が実態となる）、事業費四兆三三六二億円の道路予算は、八三年度開始の第九次道路整備五カ年計画（投資規模三八兆二〇〇〇億円）の二カ年目進捗率を三二%程度とする。一般道路は、対前年度比マイナス二・三%、増額されたのは交通安全（三億円増）、再開発（一六億円）だけである。一方、有料道路は、全体で一八・五%の大幅増となつており、本州・四国連絡橋は、三二・四%増となつた。これは、財政投融資も同様であり、道路四公団で一兆七四一〇億円、八・八%増となつてゐる。この予算措置により、高速道路の総延長は三八五二kmとなる。また、東京湾横断道路調査費が一億四〇〇〇万円計上された。

財源内訳をみると、建設省概算要求は、特定財源（揮発油税 石油ガス税）一兆四八七〇億円（対前年度比二四三二億円、一四%の減収見込）、一般財源中自動車重量税三八五一億円（同二三一九億円増の道路会計への繰入

公共事業費比較

事 業	84年度(億円・構成比)	対83年度比(億円・%)	74年度(億円・構成比)
治山治水道	10,985(16.8)	△ 90(△ 0.8)	4,452(15.7)
路	18,730(28.7)	△ 203(△ 1.1)	10,301(36.3)
港湾・空港	5,198(8.0)	△ 43(△ 0.8)	2,396(8.4)
住	7,664(11.8)	△ 33(△ 0.4)	2,455(8.6)
下水道等	9,803(15.0)	△ 80(△ 0.8)	2,770(9.7)
農業基盤	8,919(13.7)	△ 81(△ 0.9)	3,476(12.2)
林道・工業用水	1,732(2.7)	△ 40(△ 2.2)	721(2.5)
調整費	109(0.2)	△ 4(△ 3.7)	138(0.5)
小計	63,140(96.8)	△ 573(△ 0.9)	26,708(93.9)
災害復旧	2,061(3.2)	△ 781(△ 27.5)	1,719(6.1)
計	65,200(100)	△ 1,354(△ 2.0)	28,437(100)

れ要求)、純一般財源九一億円(前年度はゼロ)とされたが、特定財源については一兆五九七〇億円、重量税は二七五九億円、純一般財源

はゼロとされた。道路特会に対する一般財源化、エネルギーあるいは陸上交通への運用等の要求が激化するなかで、当面の攻防線である重量税の繰入れについて、従来の八割充当がゼロシーリングにより五割を切っていたものが、特会本体の減収見込みによつて八四年度は増額されることとなつた。

社会党は、大規模プロジェクト抑制、市町村道、街路あるいは危険箇所改修、雪寒道路整備の推進など生活道路、災害防除重点の要求を行い、財源については、①将来的には全て一般財源化、②当面は、③地方への配分強化、④重量税は一般財源として扱う、⑤その年度年度、必要に応じ一般財源から道路整備に投入する、⑥また、バス交通、モノレール等交通手段と道路の一体的整備のための資金の投入を主張している。以上のような党の主張は、生活優先、自治体行財政強化を基軸に、全体の財政状況と国民のコンセンサス、公共事業内部における政策的優先順位、関係住民の意志の尊重の三点を判断材料としたものである。

② 下水道・公園

下水道事業は、国費六八九一億円、事業費九八八一億円(補助対象)となつており、八一年度開始の第五次下水道整備五カ年計画投資規模一兆八〇〇億円)の進捗率は、四カ年目で五八%となる。ただし、投資規模の

達成はもとよりであるが、人口普及率四四%の目標は大きく下回り、四〇%には到底どかないことが指摘される。

社会党は、関係住民が反対している流域下水道及び特定地域における浄化槽への補助の拡充等を主張するとともに、山林の保護、河川・湖沼浄化の推進なくして下水道事業はなりたないとしているが、近年、政府の下水道事業は、流域下水道を中心とする事業量の拡大にもっぱら力点を置き、水質浄化、住民意見を無視する傾向が大きい。

公園事業は、国費八八四億円、一般公共事業費一九二〇億円となり、八一年度から開始した第三次都市公園整備五カ年計画(投資規模二兆八八〇〇億円)の四カ年目で五八・七%の進捗となるが、一人当たり都市公園面積五m²の目標には到達しがたい。防災に資する児童公園の採択要件の緩和及び用地の補助対象面積の引上げが行われたことが特徴といえる。また、「まちの森づくり」「ふるさとの森づくり」などの事業を住民参加で行うとしているが、執行の段階でどのように変質するかはさだかでない。

社会党は、運動公園、動物公園等の整備推進をはかるとともに、道路の車両交通規制による「チビッ子道路」、「家庭菜園」、ナショナ

ル・トラストなど「公園」の枠の拡大（広場と緑の保全と回復による都市の再生）を主張している。

③ 住 申

国費は三三億円減の七六六四億円、財投は住宅金融公庫、住宅・都市整備公団あわせて四兆九五〇〇億円の一一一億円増である。この他に年金福祉事業団による年金還元融資が一・三%増の一兆五六八億円（戸数にすると一三三万六〇〇〇戸、三〇〇〇戸増であるが、この大部分は公庫とのあわせ融資となる）となつてゐる。公的資金住宅は、一万九九〇〇戸削減されたが、主なものは、公営住宅五万

1〇〇〇戸（三〇〇〇戸削減）、公庫五〇万戸（一万戸削減）、公団二万七〇〇〇戸（三〇〇〇戸削減）となり、第四期住宅建設五年計画（ハ一～ハ五年度）の公的資金住宅三五〇万戸建設計画（うち公営三一戸、公団一〇戸、公庫一一〇戸）は完全に破綻した。なお、公庫融資のみは、一万戸削減にもかかわらず、四年戸にして九二%の進捗となるが、利子補給金の財投からの借入れは、八四年度約一二〇〇億円程度となると思われ、赤字国債と同様、ハ七年度からの返却が融資制度にどのようない影響を与えるか心配される。

社会党は、公営・公団賃貸住宅の戸数及び

公的住宅種類別供給戸数の推移

（単位：千戸、%）

計 画 種 類	第1期 5カ年計画 (66～70)			第2期 5カ年計画 (71～75)			第3期 5カ年計画 (76～80)			第4期 5カ年計画 (81～85)		
	計画戸数	供給戸数	進捗率	計画戸数	供給戸数	進捗率	計画戸数	供給戸数	進捗率	計画戸数	供給戸数	進捗率
公 営 住 宅	440	445.5	101.3	597.2	453	75.9	495	360.5	72.8	360	222.5	64.6
公 団 住 宅	350	335	95.7	460	284	60.9	310	163	52.6	200	115	57.5
小 計	870	813.9	93.6	1,138	778	68.4	805	523.5	65.0	560	337.5	60.3
公 庫 住 宅	1,080	1,087.3	100.7	1,370	1,664	121.3	1,980	2,547	134	2,200	2,029	92.2
そ の 他	480	664.1	138.3	945	666	70.5	795	625	78.6	740	404.9	54.7
計	2,430	2,565.3	105.6	3,453	3,108	90.0	3,500	3,695.5	105.6	3,500	2,771.4	79.2
民 間 自 立 建 設	4,000	4,174	104.4	5,738	5,082	88.6	5,100	4,003	78.5	4,200	—	—
合 計	6,430	6,739.3	104.8	9,191	8,190	89.1	8,600	7,698.5	89.5	7,700	—	—

- （注1） 公団住宅には公団施行給与住宅、公営住宅には改良住宅、公庫住宅には住宅改良を含む。
 2. 第4期については84年度までの3年間。

掲

〈農業基盤、交通運輸施設等については別

予算額の上積み、公庫個人住宅融資、住宅改良融資枠の確保及び貸付条件の改善、公庫貸付金返済長期延滞者に対する返済猶予制度の創設等を主張し、また、公共住宅家賃の値上げに際する年金生活世帯、母子、身障者世帯に対する特別減免制度の創設（单年度約一二億円の国庫支出）を中曾根自民党総裁——石橋委員長の党首会談で要求したが、政府は、「行革」生活保護行政との関わり等の理由で受けなかつた。

付金返済長期延滞者に対する返済猶予制度の創設等を主張し、また、公共住宅家賃の値上げに際する年金生活世帯、母子、身障者世帯に対する特別減免制度の創設（单年度約一二億円の国庫支出）を中曾根自民党総裁——石橋委員長の党首会談で要求したが、政府は、「行革」生活保護行政との関わり等の理由で受けなかつた。

三、都市政策の特徴

中曾根自民党内閣が、「民間活力の活用」を強調し、公共事業の民間執行を打出したのは、昨年七月の「都市開発の規制緩和方策」で明らかであるが、自民党（政調・公共的事業への民間活力導入に関する特別調査会）は、一〇月に第一次報告書を提出し、都市再開発、土地区画整理事業の官民協力、土地信託制度の活用等の推進を提起していた。八四年度政府予算案においては建設省関係で、その企図するものが示されているが、その内容は、マシンショナリエ、民間ディベロッパーに対する融資の優遇、「空中権」の検討と再開発コードイニシアーテーの育成検討等といったものである。同時に、昨年来、自治体の「宅地開発指導要綱」に対する是正通達（開発負担金等の制限、日照権に関する住民同意制の廃止等）などが進められており、「民間活力の活用」とは、すなわち「ワンルーム」を含めたマンション及び宅地の乱造のための企業への優遇と自治体、住民の自治、環境権の制限強化である実体が明瞭となってきた。こうした動きは、政府の経済政策の失策のもとでの内需の低下等による建設業界の新たな大型市場の開拓の必要性と自民党、官僚の政治献金、天下り等の要求の一一致の中で生れてきたもので、反動中曾根内閣の長期化をめざすものに他ならぬ

く、公共事業契約における「談合」入札問題においても自民党（建設業に関する契約問題小委員会など）は、独禁法の改悪や公正取引委員会の「ガイドライン」（独禁法の解釈にもとづく法抵触行為の解説ともいべきか）作成に対する介入の動きを示している。したがつて、政府の予算案及び施策によっては、生存環境の低下という大都市問題の解決、あるいは個別課題としての地価の上昇と高値安定の是正への道とはならず、乱開発による環境

4 運輸関係予算

一、予算全体の特徴

鉄道・バス等公共交通機関が次々と撤退しているなかで、特に過疎地等での住民の生活はきわめて困難な状況に追い込まれられているが、このたび決定した一九八四年度の運輸省関係の予算案は、こうした公共交通の確保についての行政責任を一層回避している。

二、悪化する国民の生活交通

まず、予算全体の概要であるが、一般会計は一兆三四八八億円で、これは前年度比三・七%減であり政府全体の伸び率が〇・五%増と比較しても、きわめて大きな落ち込みであり、さらに一般会計の約八〇%を占める行政案においては、国鉄への助成六四八八億円（前年比八%減の五四二億円減）をはじめ、離島

悪化、企業の求めるままの地価、住宅価格の上昇をもたらすことは明らかである。社会党は、自然環境の回復・保全、社会的利用化等の推進を都市政策の柱とするのを主張しているが、自民党政は、「花と緑のまちづくり」、贈与税軽減による持家取得など、小手先の宣伝を進める影で新たに「列島改造」を行なおうとしている。

航路約三九億円（前年並）、中小民鉄対策一三億円（前年比五%減）、地下高速鉄道ニュータウン鉄道の整備促進四九六億円（前年比七%減）、地方バス運行対策九七億円（前年比一%増）、都市バス運行対策三億円（前年比六%減）等国鉄における大幅削減をはじめとし全体としてより一層切り詰めの状況となつていて、そして私鉄、国鉄の運賃値上げも予定し、国鉄の地方交通線の大幅切り捨て政策の推進や過疎バスにおける補助方式の一層の厳格化等が進むこととあわせると、国民の日常生活を支える鉄道やバスの利用者本位の整備を進めるべき行政当局の責任を殆んど放棄するに均しいと言わざるをえない。

三、再建の基本問題を回避する国鉄予算

国鉄の再建策については、国鉄再建監理委員会で現在具体策が検討されていることになつてゐるが、再建のための基本問題については長期負債の処理方針、東北・上越新幹線の資本費負担、年金や異常にふくらむ退職金等の特定人件費、国鉄全線の約半分に相当する地方交通線の維持、学割や身障者割引に対する国庫負担等があり、これらの諸問題の解決なしには再建は到底不可能である。しかしながら政府の予算案では、これまでの施策を単に延長させただけで、見るべきものはなく、しかも、政府の助成を大幅に後退させ、そのうえ国民

の負担増を強いる運賃・料金の値上げの方針を確定するなど全体としてきわめて反動的なものとなつてゐる。
具体的な助成の内容は、表のとおりである。

59.1

(表) 昭和59年度 国鉄関係助成(案)

(単位: 億円)

	58年度予算 A	59年度予算 B	増 減	
			B - A	
損 益 勘 定	3,393	2,872	△ 521	
工 事 費 补 助 金	1,683	1,574	△ 109	
合理化促進特別交付金	38	29	△ 9	
地方交通線特別交付金	1,155	857	△ 298	
地方バス路線運営費補助金	25	26	1	
大都市交通施設運営費補助金	29	27	△ 2	
特 別 退 職 手 当 补 給 金	463	359	△ 104	
資 本 勘 定	180	159	△ 21	
大都市交通施設整備費補助金	40	26	△ 14	
踏切保安施設整備費補助金	19	14	△ 5	
列車衛生施設緊急整備費補助金	13	10	△ 3	
防 災 事 業 費 补 助	95	92	△ 3	
整備新幹線建設調査費補助金	10	14	4	
磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金	3	3	0	
特 别 勘 定	3,457	3,457	0	
財 政 再 建 利 子 补 給 金	3,457	3,457	0	
合 计	7,030	6,488	△ 542	

が、これであきらかのように、助成額で増えたのは地方バス路線運営費補助金二六億円（一億円増）、整備新幹線建設調査費補助金一四億円（四億円増）であり、残りはすべて大

幅減であり全体で前年比七・七%減（五四二億円の減）となつてゐる。そうしたなかで、工事費については全体で五六六四億円で昨年より一三九六億円もマイナスになつてゐるが、助成の方も一五七四億円と昨年より一〇九億円も減つており、大都市交通施設整備費補助金、踏切保安施設整備費補助金、列車衛生施設緊急整備費補助金、防災事業費補助等についていざれも前年度よりマイナスとなつてゐる。このことは、今後の列車運行の安全にとつて憂慮すべき事態にならぬか問題である。

国鉄は現在、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五五年制定）と日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法（昭和五八年度制定）に基づき、経営再建のための努力を行つてゐることとなつてゐる。しかし、政府・自民党および国鉄の再建問題に対する姿勢は、何度も厳しく批判されているにもかかわらず常にその場限りであり、何度もとなく施策が失敗したことについても自らの責任は省りみることなく、遂に長期負債は二〇兆を越えるというまさに企業の存立そのものが危機に立たされるといふところまで追い込んでしまつてゐる。このたびの予算についても、助成全体が大きく後退するなかで財投融資では一兆四五五六〇億円とほぼ前年並の規模となつており、これらがいざれ国

鉄経営にはねかえつてくることを考へるなら国鉄財政はさらに深刻な状況へと發展せざるを得ない。事実国鉄の五九年度の予想でも人件費等についての経費の削減を徹底して行いながらもすでに単年度一兆七一三八億円の赤字を見込んでいるのである。しかもこの赤字は、国民に大きな負担を強いる地域別運賃の導入をもあわせた運賃・料金の値上げによる一八〇〇億円の增收を含めてのものであり、かつ、地方交通線の撤去や貨物合理化による住民の犠牲および国鉄関係労働者の削減だけは当初予算よりも一年も早く三五万人達成

の実現にみられるごとく労働者に対する過酷な犠牲を強要しながらの結果でもあり無責任きわまるものである。そしてまた、このような状況のなかで、国民が毎日の生活で深く係りつてゐる在来線に対する工事は四二五〇億円（前年比一六五〇億円減）に押える一方で、当面の財政事情あるいは総合交通体系全体との関連からも再検討すべき整備新幹線については六〇億円、本州四国連絡橋の鉄道部分に約六八億円の予算措置を講ずる等国鉄の赤字体質からの脱脚とは程遠い政治的加算を行つてゐる。

5 農林水産関係予算

一九八四年度農林水産関係予算は総額で三

る。

兆四五九七億円、前年度に比較して一四七〇億円、四・一%減となり、各省庁予算のなかでも最大の削減省となつた。また国の全体予算に占める農林予算の割合いも、一〇・六%となり戦後最低である。七六年度の一二・八%、八〇年度の一・一・五%、八一年度の一・三%、八三年度の一・一・一%から比較すると、やつと一〇%台を維持したものの、自民党政治のなかで防衛予算突出のしわ寄せにより、福祉教育予算とともに農林水産予算のウエイトが年々低下していることを明確に示してい

農林予算のうち公共事業費は調整財源（八〇〇億円）のうち二四七億円を確保し、やつと前年比二・三%減、一兆四四一二億円にこぎつけた。このなかでも農林公共事業費の柱

である農業基盤整備事業費は、八九二億円となり懸案となっていた国全体の公共事業の一四・一%の前年度水準を維持したものの、新規事業にとぼしく、五年連続の据置きで、単価の上昇等を考えると農業基盤整備事業は大幅

① 昭和59年度 農林水産予算

(単位: 億円)

区分	58年度予算額	59年度概算決定額	対前年度比
農林水産予算総額 (内訳)	36,067	34,597	95.9%
1. 公共事業費	14,755	14,422	97.7
一般公共事業費	13,982	13,862	99.1
災害復旧費	773	560	72.4
2. 一般事業費	12,178	12,043	98.9
3. 食糧管理費	9,134	8,132	89.0
食管特別会計繰入等	5,725	5,403	94.4
水田利用再編対策	3,409	2,729	80.1

(注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

幅に停滞することになり、自民党政府のいう“価格政策より構造政策”という旗印も影のうすいものとなつた。一方、補助事業など一般事業費は、前年比一・一%減の一兆二〇四三億円となつたが、とくに食糧管理費は、臨調答申の食管解体攻勢のなかで、前年比一・一%の減、八一三三億円と切り込まれ、なかでも水田利用再編第三期対策の初年度予算は、減反奨励金等の削減により前年比二〇%という大幅な削減で総額二七二九億円、六八〇億円の減少となり「食管解体」の具体的なステップとなつてゐる。

この農林予算の特徴は「予算の効率化」を旗印に食糧管理費の大削減分を一般事業費にふりむけた「つじつま合せ予算」であり、そこには農産物の自由化・枠拡大をはじめ、八〇年代における農業・食糧問題への具体的取組みの姿勢はうかがえない。

まず、大幅な削減対策となつた食糧管理費では、予算編成に先立つて消費者米価が値上げされ、五九年度分の食管負担は約四九〇億円軽減されたが、水田利用再編第三期対策で新しく生産が始まる他用途利用米の助成(トン当たり七万円・三〇万トン)も食管でまかなうことになり一八九億円の増、さらに四五五トンの在庫積み増し(備蓄米)の導入によつて新たな財政負担が増えたにもかかわらず食管全体では三二二億円が減額された。さらには

第三期対策では減反奨励金を一〇アール当たり八〇〇〇円削り、総額で八〇〇億円の削減となつた。(別表②)しかも、転作促進特別対策事業を廃止し、これを食糧管理費の中に入れる「推進事業費」に合理化した。この結果、食糧管理費は農林予算のなかで二三・五%となり、

② 水田利用再編奨励補助金の種類及び額 (10アール当たり円)

		基本額 (平均)	転作定着化推進加算	
			第1種加算	第2種加算
転作奨励補助金	永年性作物 (転換畑を含む)	50,000	20,000	10,000
	特定作物	42,000	20,000	10,000
	一般作物等	27,000	15,000	10,000
管理転作奨励	野菜	22,000	15,000	10,000
補助金	転作	27,000	15,000	10,000
保全管理		22,000	—	—
土地改良通年施	行補助金 (うち特別豪雪地帯)	22,000 (25,000)	—	—

農林行政のなかで四分の一農政となつた。

いま、四年連続の冷災害により米の需給がひつ迫し、単年度需給計画による減反政策の見直しが迫られているとき、第三期対策で他用途利用米、三年間の在庫積み増し等新たな芽が出たとはいへ、食糧管理費の大幅な削減により兼業化による労働力不足、水田の地力低下、米づくりへの意欲の減退などに拍車をかけ国民食糧の柱である米生産の停滞が予想される。

一方、食糧管理費とともに、臨調行革のなか「農業補助金はばらまき行政の典型」といわれている補助金、奨励金については、軒なみ削減され、昭和五七年に総合メニュー化され、八三年に一〇%削減された「新地域農業生産総合対策」は八四年度でさらに二一億円の削減、三七〇億円、需要に応じた農業生産の再編成事業も三年目にして大幅に後退した。また、土地利用型農業の構造改善対策である「新農業構造改善事業」も総額で四五億円減、五六七億円となつた。畜産総合対策関係では四〇億円の削減となり、水田利用第三期対策の削減分と合計すると九五〇億円の削減である。また、補助金、奨励金件数では五七年度で前年度の一〇〇〇件を六〇〇件にし、八三年度で五六二件、八四年度では五四〇件に削減または総合メニュー化されている。

こうした補助金、奨励金の削減とともに臨調申で指摘されている「補助金より融資」への転換の具体化として「畜産振興資金供給事業」(五〇億円)が融資事業として登場した。無利子、据置き三年、一〇年償還とはいへ、肉牛価格の低迷にあえぎぼう大な負債をかかえている畜産農家にとって、経営の安定のためにはまず固定負債の解消対策が強く求められている。

さらに新規事業として、土づくりを目指す

「地力培養モデル地区設置事業」(二億一三〇〇万円)、たゞましい稻づくりを進める「先導的稻作技術改善特別事業」(一億六〇〇〇万円)など、四年連続の冷害による不作の原因が單なる気象上の原因だけでなく、兼業化による労働力不足、化学肥料の多用による地力の低下など複合的要因といわれているだけに、この新規事業が単なる技術改善対策にとどまる

ことなく、畜産の導入による複合經營、地力の回復などわが国農業の将来を展望した対応が迫られている。またバイオテクノロジー関連予算も前年度より倍増の一〇二億円が計上されると増額されている。

一方、新規事業として「復層林造成パイロット事業」、「ふれあいの森林整備対策」「都市近郊緑化推進モデル事業」等が予算化されたが、全体として金額が少なく、またわが党の考えと相違するものもふくまれている。前年度を下まわるものとして、間伐促進総

にしろ実行された場合、わが国農業は崩壊の危機にさらされよう。单なる「特別対策費」にとどまることなく、自由化、枠拡大を阻止するとともに食糧自給向上のための積極的な予算が求められている。

林業関係予算では一般会計(公共・非公共事業)は総額で三五六六億六〇〇〇万円、対前年度九七・七%となり、今年度にひきつきびしいマイナス予算である。

林野庁の説明では、公共では対象となる事業の減少した災害復旧関係を除けば、対前年度比九九・二%、非公共は一〇〇・一%であるとして評価している。

わが党が、党首会談で申し入れた「森林利用・活性化総合特別対策事業」については、自民党が「別枠は困難だが、概算要求のなかで努力した」と回答してきたが、新規要求の「林業地域活性化総合対策事業」が概算要求の三倍の一五億に、「新林業構造改善事業」が一六二億七〇〇〇万円、対前年度比一〇五・五%と増額されている。

一方、新規事業として「復層林造成パイロット事業」、「ふれあいの森林整備対策」「都市近郊緑化推進モデル事業」等が予算化されたが、全体として金額が少なく、またわが党の考えと相違するものもふくまれている。前年度を下まわるものとして、間伐促進総

合対策、林業労働力対策などがあり、これらは低迷する国内林業の振興策とは逆行するもので、今後国会審議のなかで政府の姿勢を正していく必要がある。

国有林野事業特別会計は、総額で五四八九億、対前年度比一〇六・七%である。歳入面では、伐採量の縮減にともなって業務収入が一・六%減少し、林野・土地売払代及び退職手当の一部をふくむ長期借入金（財投資金）が大幅に増加している。

歳出では、定員内職員一七〇〇人、基幹作業職員三五〇人の定数削減とともに退職手当と借入金の返済が一一〇九億円（内利払が七九一億円）と大幅に増額されており、当然のことながら事業費が大きく圧縮されている。

とくに造林費が対前年度比八九・二%と一割強も削減されていることは、今後造林の手抜き施業、伐採跡地の造林のくりのべ等による国有林の荒廃が一層拡大されることは必至であり、森林資源の充実に求める国民の期待逆行するものといわなければならぬ。

国有林野事業が、真に国民の共有財産として民主的に発展させるためには、今日の借入金財政を早急に改める必要があり、そのためには政府として、公益的機能發揮にたいする一般会計の当然負担をはじめ財政の拡充策について

て具体化すべきである。

一九八四年度の水産予算は、総額三一四億円で、対前年比九八・六九%と、前年を上回るマイナスシーリングをうけてのきびしい予算編成となっている。この内訳は、一般公共一九七八億三〇〇万円（構成比六四%）、非公共一一二二億三九〇〇万円（構成費三六・〇%）である。以下国の予算が防衛費を除いてすべてマイナスシーリングであるということを前提として、若干の批判を試みたい。

第一の問題は、政策予算の少ないことである。農業予算に比較してその絶対額が少ないにもかかわらず、公共予算の比率が圧倒的に大きいのは、漁港や漁場を絶えず整備しなければならない漁業の特殊性によるが、しかし、政策予算ともいいうべき非公共費の絶対額が少ないのは、政策展開の支障となるのであり、このことはとりもなおさず政府の漁業政策の無策さを象徴しているといえるであろう。

第三の問題は、水産物の流通政策がないことである。

経済の低成長時代にはいつて、魚の価格は低迷し魚価対策が重要となつていてもかかわらず、その予算措置は対前年比で八七・四七%と大きく減額されている。これで果して魚価対策が前進するのか、ここでもない限りである。

以上ごく大まかに一九八四年度の水産予算の問題点をみたが、総じて低調であるといわざるを得ない。もつとも資源管理型漁業の確立を目指しての沿岸域の漁業管理適正化方式

でいる。この事態に対する政府の対応は、わが国漁業の将来展望を示さないまま一貫してある。このため、一九八〇年には漁業関連融資ともいえる融資政策に終始してきたのである。

このため、一九八〇年には漁業関連融資残高は二兆八〇一七億円と、この年の漁業生産金額二兆二二一二億円を上回り、以後生産金額は二兆八〇〇〇億台で頭打ちとなつているにもかかわらず、漁民の借金は三兆円にも達する勢で増えているのである。この漁民の借金をどう整理し、秩序ある計画的な漁業構造の再編整備をすすめることができ重要な政策課題となつていてもかかわらず、八四年度の水産予算をみると、この傾向はさらに増幅されそうである。これでは借金のために借金を重ねる堂々巡りの悪循環を繰返すのみである。政府はいつたいこの悪循環をどう断ち切るのか。

の開発事業などの新規予算も芽を出してはいるのが僅かに救いであるが、その予算額は二億一四〇〇万円と少なく、その効果の程は疑問であるといわざるを得ない。

昨年暮の総選挙に敗北した中曾根總理は、

引き続き政権を担当するため記者会見で漁業を人質にするかの様な発言を行なつたが、漁業に対する予算措置は、この程度のお粗末さなのである。

6 中小企業関係予算

一九八四年度の中小企業関係予算は、通産省計上分が一六五八億四八〇〇万円、大蔵省計上分が五九九億五五〇〇万円、労働省計上分が三四億三三〇〇万円。総額で二二九二億二六〇〇万円と、前年度と比べて、五・五%の減額となっている。また、石油特別会計分に計上されている中小企業関連予算も含めると前年比五・六%の減額と〇・一%またボイントが下る。

昨年の八三年度予算は前年比で二・九%の減額となり、戦後順調に伸びつづけてきた中小企業対策予算が昨年から初のマイナスとなり、そして、今年度は、その減額分が加速されたといえよう。

一方、一般会計に占める中小企業対策費の割合を見ると、七六年度が〇・六一%、八〇年度が〇・五七%、昨年の八三年度が〇・四八%、そして今年の八四年度が〇・四五%とここ一〇年近くそのウエイトは年々低下して

きている。

年々、減額し後退している中小企業対策の総額、一般会計に占めるウエイト、こうした中で、政府は中小企業をどのように導こうとしているのか。

現在の中小企業が日本経済の中で置かれている位置を見ると……。

まず、事業所数で見ると、中小企業の事業所数は六二三万所で全体の九九・四%のシェアを占め、中小企業が拘える従業員数は三七二一万人とシェアでは八一・四%になつてゐる。家族を含めた中小企業人口は七八〇〇万人と全体の他産業との構成比では六七%を占めている。

このように、国民個々の生活基盤が中小企業に大きく依存しているだけでなく、日本経済全体で見ても、製造業出荷額の一五一兆円（全体の五一・二%）、小売業販売額では五八兆円（全体の七九・二%）が中小企業の出

荷額及び販売額となつており、まさに、日本経済を支えているといえる。

国民生活、日本経済とともに、中小企業の動向が大きく影響する中で、今日の中小企業の景況は、倒産件数が一九一五五件（八三年）と、史上最高を記録し、設備投資も下がりつづけている。内需拡大を中心とした中小企業の政府予算、及び施策の充実によるテコ入れが今ほど必要なときではなく、予算の減額などができるわけがないのである。

それでは、後退している中小企業予算の個別の中身を見てみると……。

戦後の中小企業対策は、大企業と中小企業の格差、いわゆる二重構造の解消に重点がおかれていた。その結果、従業員の賃金、福利厚生を中心に、大企業との差はあれど、その格差は年々、高度成長とともに縮小されてきていた。しかし、ここ四、五年の中で、低成長とともに、その格差は再び拡がりつつあり、賃金では歴然とした格差になつていて。これは、製造業でいえば、大企業による下請いじめ、小売業では、大規模小売店舗の進出による中小小売業の圧迫が、中小企業の経営を悪化させ、その結果として中小企業の従業員の賃金がおさえ込まれているからである。

したがつて、下請問題でいえば、下請実態調査を行うと、約八割の親企業が下請代金支払遅延防止法違反の疑いがあるとされ、日常

茶飯事となつてゐる下請いじめの是正が必要とされている。しかし、下請対策費は、九億三〇〇〇万円と前年並におさえ込まれており、下請問題の解消にはほど遠いものといえよう。

倒産防止対策では、年一万九〇〇〇件を上回る倒産件数と、二兆円を超える負債額と、危機ラインは軽く突破しているにもかかわらず、二億五〇〇〇万円とほとんど予算に伸びが見られない。

このように、予算措置による手当ができるないとなると、政策面で大きくフォローアップしなければならない。たとえば、一昨年に行政管理庁から指摘されたように、中小企業向け官公需の発注に際して、多くの誤謬があり、正しく発注するようにとの報告がされてゐる。予算面でも官公需対策は一億円の増額がなされ五億八〇〇〇万円となつてゐるが、かんじんの一般会計が、わずか〇・五%の伸びでしかなく、伸び率のポイントをかせいである。予算面での官公需は、防衛費、政府開発援助（ODA）といった、中小企業向けになりそうな予算はほとんどなく、すべて大企業向けの官公需となる項目である。したがつて、今年度の中小企業向け官公需の発注割合は、いくら正確に発注したとしても前年度比でマイナスとなるのは確定という、担当官もいるのは当然かもしれない。

このように、予算面でもマイナスとなり、政策面でも、官公需発注率の低下というようにマイナスとなり、「財政再建の第二歩」といわれている八四年度予算は、中小企業対策を大きく後退させたものといえる。

では、増加したものといえば……。

財投計画の中で、中小企業金融機関である

国民金融公庫への財政投融資額が前年比〇・六%増の一兆九五八九億円。しかも、前年の貸付残があり、一般貸付規模は今年度当初比で三・〇%増の二兆三三五〇億円になる。

中小企業金融公庫へは一・五%増の一兆八〇〇億円で、一般貸付は、今年度当初比で一〇%以上の伸びと見込まれている。

無担保、無保証の小企業経営改善資金貸付、いわゆるマル経は前年度と同額の五五〇〇億円。

商工組合中央金庫の貸出規模は残高純増ペースで今年度当初比九・一%増の六〇〇〇億円。

このように、財政投融資は総枠で一・九%の伸びしかない中では、中小企業三公庫に対しては手厚い保護措置がとられているよう見える。

しかし貸付枠がいくら増えたとしても、融資調査が甘くなるわけではなく、借りられる者は借りられるし、借りられないものは、いくら枠が増えても借りられないのである。し

かも、前年の貸付枠がかなり残つてゐるということは、融資調査の査定が厳しく、しかも申込みから決定に至るまで約一ヶ月間かかるということは、中小企業者から利用しにくくなっているということである。しかも、金利が八%以上のものであるからなおさらである。

このように、いくら財投が増えたとしても、中小企業者にとつては、なんのメリットもないことになる。

以上、予算面、歳出から考えられる政策面、金融を中心とした財投、すべてが不十分でしかも後退しているといえよう。

中小企業者の抜本的なテコ入れが望まれてゐる今、内需拡大をベースとした、中小企業予算の全面的な見直しと増額を行う必要がある。

7 エネルギー関係予算

八四年度も従来にひきつづき、石油対策費と原子力推進費に偏重している。社会党が批判してきたように、新たな石油備蓄基地を建設してまで、備蓄を増強することは国民にとつて望ましいことではない。

原油価格は近年安定し、むしろ低下傾向にあり、国際エネルギー機関（IEA）でさえ来年にかけてさらに下がるとみている。自民党政府は今日まで、むしろ高い原油を買って不要な備蓄をふやしてきたのであるが、それをさらにつけることとなる。しかも備蓄には安くない費用がかかる。企業の利潤も加わる。これが備蓄された石油の価格をつり上げる。あるいは全石油製品の販売価格に転嫁される。したがって予算投入による税負担がかかるうえに、勤労国民に販売される石油製品は廉価になるどころか、逆に高値安定価格にならざる。

そればかりではない。日本列島「不沈空母論」の中曾根内閣のもと、極東有事体制の準備、軍備拡大と併行して、石油備蓄増強がこのように進められているところに、危険を感じないわけにはいかない。

すでに建設を進めていたるむつ小川原等の基

地の上に、新規の国家備蓄基地三地点（白島、上五島等）をもりこんでいる。八四年度の原油積増量二五〇万キロリットル（国家備蓄累計一七五〇万キロリットル）を含め、国家備蓄費は七・七%増の一七七九億円である。また民間備蓄を助成して、そのための融資比率を現行の五〇%から六五%に引上げ、利子補給率を現行の三・四%から一律五・五%に引き上げることとしている。

これと対照的に石炭対策費は今年も大幅に削減され（四・五%減）、原発以外の石油代替エネルギー対策費も四・九%減とされている。

したがつて社会党は、石油備蓄予算を大幅に削減して、石炭対策、ローカル・エネルギー、ソーラーシステム普及等により多くの予算をあてる要求する。

原子力船「むつ」に関しては十年來の社会党の主張の正しさを、少なからぬ自民党議員さえ認めざるをえなくなつてゐる。放射性廃棄物についても、社会党がかねてから主張してきたり、海洋投棄の危険性が明らかになり、実施が不可能になり、安全な処分方法は確立されそうにない。再処理工場もパイロットプラントでさえ余りの激しい腐

触に稼動が不能となりいかんともしがたい。日本の先生であるアメリカにおいては、原子炉の予測をこえた深刻な脆化が表面化し、また重大事故発生の確率が以前の予測値より桁違いに高いことが原子力規制委員会によつて明らかにされ、建設費の上昇とあいまつて、スリーマイル島事故以来一〇〇基をこえる原発の建設が中止され、高速増殖炉の建設にも終止符が打たれた。

このように一方では、自民党政府・科学技術庁・通産省の原子力政策は完全に破綻してしまつた。他方では近年、発電設備が大幅に過剰となり、昨年夏の最大電力消費日（八月五日）でも、九電力計九九三四十万キロワットであるのに対し、九電力発電設備は一億三六七五万キロワットであり、最大電力に対し三八%、三七四一万キロワットもの設備が過剰である。原発設備は九電力で一七三四十万キロワットである。むしろ原発設備をこれ以上ふやすことは、全発電設備の稼動率を下げたり、償却が進んでせっかく安く発電できる火発等をスクランブル化させたり休止させたりせざるをえなくして、大変な浪費となるばかりでなく、コストを上昇させ、電気料金をさらに引上げる結果になる。

こうして原発開発をがむしゃらに推し進められた歴代自民党政府のエネルギー政策は、早急に根本的に改められねばならない事態に直面

しているにもかかわらず、予算案をみると、少しの反省もないどころか、従来の誤れる路線を猪突猛進している。

自民党科学技術部会さえ「むつ」廃船を決

めたというのに、結局新港建設の予算がつけられた（一二八億円の要求に対しても七七億円と減額されたものの）ばかりではない。「電源多様化勘定」はあいかわらず原子力偏重で、

科学技術庁分、通産省分をあわせると、一五・五%増の八七四億円（原子力のみ）であり、これまた原子力が圧倒的比率を占める「電源立地勘定」も七八一億と一〇・七%も増えている。

科学技術庁の一般会計分三二九三億円の中でも原子力予算は一六六一億円と過半数を占めている。その中には、レーガンのもとでアメリカさえ中止した高速増殖炉（「もんじゅ」）の建設費や、余りに高くついて電力業界は見向きもしない新型転換炉（実証炉）の建設費も含まれている。

軽水炉、新型転換炉、高速増殖炉、ウラン濃縮施設、再処理施設等は実験室、研究室の段階にとどめ、「原型」、「実証」、「商業」の名称のいかんを問わずこれまで以上の建設を中止すること、原子力船「むつ」等のための新港建設と試運転の計画は中止し、廃船処分とすることが必要になつていて。

8 経済協力関係予算

一、「総合安全保障」と「戦略的援助」

政府開発援助費（対前年度比九・七%増）と防衛費（同六・五五%増）の「突出」ぶり

が、「総合安全保障国家」への日本の危険な転換を強く印象づけている。

「日米連命共同体論」に立って「西側同盟路線」を突き進む中曾根内閣の姿勢が、この「戦略援助」重視の中に色濃く投影されているといえよう。

一九八一年に公表された外務省経済協力局の「経済協力の理念」（政府開発援助はなぜ行なうのか）は、この「政府開発援助」（ODA）を「日本の総合的な安全保障を確保するための国際秩序のコスト」と位置づけている。それは、総合安保のために、「軍事的安全保障」や「エネルギー・重要資源・食糧の供給源の確保」とならんで、「政府開発援助」（ODA）を「最も有効な手段」として極力重視しているのである。

しかも、ODA予算の大部分が韓国、インドネシア、フィリピン、パキスタン、タイなどの戦略対象国に向けられている。こうして、「安全保障協力」（戦略的援助）という経済協力予算の特質がいよいよ鮮明なものになつたのである。

二、政府開発援助（ODA）の構造と特色

このような政策をふまえて、自民党内閣は三年前に「政府開発援助」倍増の「中期目標」を決定した。これは、①一九八一～八五年度のODA実施額を基準（七六～八〇年総計の

一〇七億ドルの倍にあたる二一四億ドル以上とする、②それに伴い八一～八五年度のODA一般会計予算累計額を前五年間の一兆二四四億円の倍の二兆四八八億円以上にする――の二点を骨子としていた。

この「中期目標」にそつて、一般会計のODA予算は、八一年度三九六五億円（対前年

度比二二・七%増）、八二年度四四一七億円（一・四%増）、八三年度四八一三億円（八・九%増）と急ピッチで増えてきた。八四年度五二八一億円（九・七%増）のODA予算の「突出」が、こうした背景をふまえたものであるのは明らかである。

このようにODA予算の大半が韓国、イン

ドネシア、フィリピン、パキスタン、タイなどの戦略対象国に向けられている。こうして、「安全保障協力」（戦略的援助）という経済協力予算の特質がいよいよ鮮明なものになつたのである。

八四年度予算（政府原案）のODA事業予算の総額は、一兆四一五五億円。このうち一

般会計分は、五二八一億円で残りは財投、国債によるものである。対G.N.P比は八三年度の〇・三四四%から〇・四三八%に〇・〇九四ポイント上昇する。

このODA事業予算は、大別して贈与と借款に分かれる。贈与は七三三七億円（対前年度比六四・〇%増、構成比五一・八%）でODA予算の半ばを占める。これはさらに、①二国間贈与（経済開発等援助、食糧増産等援助、技術協力、その他）と②国際機関への出資・拠出（国連等諸機関、国際開発金融機関）に分かれる。

第二の項目である借款は六八二八億円（対前年度比一〇・一%増、構成比四八・二%）。これは、海外経済協力基金、日本輸出入銀行の借款供与の原資となるが、海外経済協力基金の借款供与枠が六四二二億円と圧倒的な比重を占めている。

八四年度のODA一般会計予算は、五二八一億円。二国間援助が四五一五億円、多国間援助が六六五億円。二国間援助のうち経済開発援助費、K.R.食糧援助、食糧増産援助、技術協力、国際協力事業団などの贈与が二七四六億円、海外経済協力基金、国際協力事業団、海外漁業協力財團の供与する借款が一八六九億円である。このように、ODA一般会計予算の特色は、二国間援助にあり、それは安全保障重視の「戦略援助戦略」によるものであ

ることは明らかであろう。

ODA事業予算総括表

（単位：億円・%）

	58年 度			59年度政府原案		
	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比
I 贈 与	4,468	△ 5.0	41.9	7,327	64.0	51.8
1. 二国間贈与	2,650	11.7		2,811	6.1	
(1) 経済開発等援助	990	7.6		1,065	7.6	
(2) 食糧増産等援助	536	7.9		530	△ 1.0	
(3) 技術協力	1,125	17.7		1,216	8.1	
(4) その他の	0	—		0	—	
2. 国際機関への出資・拠出	1,818	△ 22.1		4,516	148.5	
(1) 国連等諸機関	547	8.5		608	11.0	
(2) 国際開発金融機関	1,270	△ 30.5		3,909	207.7	
II 借 款	6,204	11.5	58.1	6,828	10.1	48.2
(1) 海外経済協力基金	5,883	11.5		6,422	9.2	
(2) 日本輸出入銀行	70	40.0		50	△ 28.6	
(3) その他の	251	5.3		356	41.9	
III 小 計(事業規模)	10,671	3.9	100.0	14,155	32.6	100.0
IV 回 収 金	△ 993			△ 1,203		
V 合 計	9,678	2.8		12,952	33.8	
対 G.N.P 比	0.344			(0.438)		

三、「戦略援助」を突き進む危険な政策

さきに引用した外務省経済協力局の『経済協力の理念』（一九八二年）は、「南のもつ国際政治・安全保障上の意義」をとくに強調していた。「第二次大戦後の国家間の武力紛争のほとんどは開発途上国を舞台として発生しており、最近のインドシナ、イラン、イラク、アフガニスタンの側にみられるように紛争の推移いかんによつては、大国間の戦争にエスカレートする可能性のあること、また、大国間の戦争にまで発展しなくとも国際海峡の封鎖や、重要資源の供給停止などが起こりうることなど、第三世界での紛争の影響は、今日では、局地的にはとどまりえない」と指摘していた。このように「開発途上国が地政学的に重要な位置を占める」ことに着目し、一兆四五五億円（ODA総事業費）の“突出予算”を呼び水に、さらに巨額の民間経済協力資金とあわせて、「安保経済協力」（戦略援助）の道を突き進もうというのが、中曾根内閣の对外経済協力政策の基本目標にすえられているのである。

おりから、发展途上国、とくに「非産油途上国」は、八一年二・四%、八二年〇・九%の低成長にあえいでいる。戦後最低のこの成長率（八二年）は、この間の人口増加を考えるさらに深刻な事態であることがわかる。こ

の結果、八三年の「非産油途上国」の債務残高は六六四三億ドルに達した。これらの点を考えると、確かにODAの増額は不可欠な課題であろう。それだけに、「安保経済協力」（戦略援助）にかたよらない平和的なODA執行が求められているのである。

しかし、日本のODAは第一にそれがアジア重点主義だということ、第二にいわゆる「紛争周辺の戦略国」への援助が中心の戦略援助の色彩がこいのが特色となつていて。

例えば、ODAに占めるアジアの比重は、九八・三%（一九七〇年）、八八・一%（七三年）、七五・一%（七五年）、七〇・六%（八〇年）、七一・〇%（八一年）と、しだいに低下しつつもなお高いウエイトを記録している。しかも、「戦略国家」の代表と目される

る韓国の比重は、一二三・三%（七〇年）、二〇・五%（七三年）、一〇・三%（七五年）、三・九%（八〇年）、一三・一%（八一年）ときわめて重い。昨年の中曾根訪韓と総額四〇億ドル（円借款一八・五億ドル、輸銀融資二一・五億ドル）の対韓援助の公約によって、これからODA予算のかなりの部分がこれにさかることになろう。対韓援助重点の性格が強まり、戦略援助というODA経済協力の特質がいよいよ鮮明なものとなろうとしている。

確かに、ODAを国際目標のGNP対比〇・七%（八四年度政府原案では〇・四三八%）に近づけていくのは緊急の課題である。

この意味から、「一九八〇年代前半の五ヶ年間ににおいて、一九七〇年代後半の五ヵ年間にODAに関連する国々の予算を倍以上とする」政府の「中期目標」の達成は、发展途上

四、「西側同盟路線」の打破とODAの改革

しかも、ODAによる政府資金（国家資本）の供与を呼び水にして、さらに大規模な民間資金（民間資本）が経済協力の水路に流れこんでくる。

八一年度をとると、全体の経済協力費に占める政府開発援助（ODA）のウエイトは、ほぼ三〇%強。経済協力費の総額が一二二億七六〇〇万ドルに対して三一億六九〇〇万ドルに過ぎない。このほかに、直接投資、輸出信用、二国間証券投資、国際機関に対する融資などの民間資金が六〇億一〇〇〇万ドルと半ば以上のウエイトを占めているのである。なかでも、直接投資二四億二六〇〇万ドル、二国間証券投資一二億七二〇〇万ドルが大きな比重を維持しているのが注目されよう。いわば、戦略援助によるODAを呼び水にその二倍にのぼる民間資金が发展途上国になだれこんでいくのである。

確かに、ODAを国際目標のGNP対比〇・七%（八四年度政府原案では〇・四三八%）に近づけていくのは緊急の課題である。この意味から、「一九八〇年代前半の五ヶ年間ににおいて、一九七〇年代後半の五ヵ年間にODAに関連する国々の予算を倍以上とする」政府の「中期目標」の達成は、发展途上

国の現状を考えれば望ましい課題である。

だが、そのためには、この「中期目標」の最終年度にあたる八五年度ODA予算は、本年度八四年度予算対比で二一・一%増という驚異的な伸びを達成しなければならない。しかし、それ以上に問題なのは、中曾根内閣の追求している「安全保障経済協力」(紛争周辺国戦略国家重点主義)という危険な本質なのである。

こうした危険なODA政府をあらためさせ、発展途上国の眞の要求に合致する方向に転換させるためには、「西側同盟路線」に基づく中曾根内閣の「総合安保構想」の打破が急務であろう。「軍事的安全保障」と「政府開発援助」(ODA)をペアで「突出」させる中曾根外交の打破を通じて、日本の経済協力政策は眞に発展途上国の要求にこたえたものになるにちがいないのである。

9 社会保障関係予算

一九八四年度の社会保障関係予算は、九兆三二〇億円、前年度比二・〇%の伸びで、

八三年度の〇・六%増に次ぐ低さとなつた。
なお、一般会計に占める割合は、二八・六%

表1 昭和59年度予算医療保険制度改正等国庫負担影響額調

(単位：億円)

事 項		概算要求	予算(△)	備 考
医 療 保 険 制 度	医療費適正化 〔うち薬価・診療報酬改定〕	△ 1,474	△ 1,824 (△ 766)	
	本人給付率(8割) " (9割)	△ 363 -	- △ 293	(7月実施)
	入院時給食材料給付除外	△ 290	-	
	一部薬剤給付除外	△ 211	-	健保標準報酬月額の 上限改定(保険料収
	高額所得者適用除外	△ 63	-	
	高額療養費(限度額引上げ)	△ 4	△ 3	入増647億円)
	小 計	△ 931	△ 296	
	退職者医療制度創設	△ 2,189	△ 2,355	(7月実施)
	国庫補助の合理化	△ 1,447	△ 1,544	
	小 計	△ 3,636	△ 3,899	
〔制度改正分〕 計		△ 4,567	△ 4,195	
合 計		△ 6,041	△ 6,019	
公 費 負 担 医 療		△ 246	△ 257	
合 計		△ 6,287	△ 6,276	

で、統計史上の最高を記録している。

「経済成長率が低下し、財政も厳しい状況にあるなど、社会保障をとりまく環境は厳しく、先行きについての不透明感がある。こうした時期にこそ社会保障の基盤を固め、国民の不安感を払拭することが肝要である。」これは、八三年八月に、経済企画庁が立案して閣議決定された「一九八〇年代経済社会の展望と指針」（以下「展望と指針」）の一部である。予算案は、この政府方針を完全に裏切るものとなっている。

医療給付のカット

厚生省が「大蔵省厚生局」と陰口を叩かれている原因は、医療保険の改悪によつて、約六二〇〇億円の国庫負担を削減したためである。いいかえると、経企庁サイドの「展望と指針」に反し、大蔵省の「よい子」となる道を選んだのである。これが、いかに安直な選択か、内容をみるとよくわかる（表1参照）。

いま国民医療費一四兆五〇〇億円（八三年度推計）のうち、 $\frac{1}{2}$ 強が投薬・注射料及び検査・レントゲン診断料として医療機関に支払われ、医療機関から製薬ならびに検査機器の業界に支払われるものは、四兆円近くになるだろうといわれている。保険医療の背後にあるこれらの関連業界は、この長期不況の中で著しく高い収益をあげており、たとえば製薬

業の売上経常利益率は、八三年三月期決算で製造業平均の三・九倍、同九月期で五・二倍も高くなっている（野村総研『五九年度の企業収益の見通し』）。いっぽう、政府の改悪案は、国庫負担を削減するかわりに、患者負担をふやし、関連業界には全く手をつけないと指針」（以下「展望と指針」）の一部である。予算案は、この政府方針を完全に裏切るものとなっている。

被用者保険の現行給付率は、「本人」一〇割、「家族」は入院八割、通院七割とややこしいが、平均の給付率は九〇・五%（政管健保八九・八%）となつていて。政府案は、このうち「本人」について、八四年七月から九割、八六年度から八割に引下げ、八四年度の平均給付率を八六・一%（政管健保八四・八%）にしようというものの。これに伴ない、これまで「家族」を対象としてきた高額療養費支給制度（月五万一千円をこえる自己負担分→同五万四〇〇〇円）は、「本人」にも適用されることになつた。

政府案の最大の誤りは、このように患者負担を求めるより先にやるべきことをやつていなといふことである。とくに、医薬品や医療機器など医療資材をめぐる制度及びその運用を適正化することは、「効率」をめざす最優先課題でなければならない。たとえば、これら医療資材の共同購入や共同利用を、国公立

病院群が都道府県ないしブロック別に実施し、その際思い切つて競争入札をとり入れるといった方法、若干の改善をみたものの、まだ投薬、注射、検査による収入に頼らざるをえない点数出来高払い方式とは別に、たとえば主治医または家庭医として登録した住民の数に応じてふえるホーム・ドクター担当料支払い方式を設け、医師がそのいずれかを選択できるようにする方法、さらに、市町村単位で脳卒中やガンの有病率半減をめざす地域行動計画を策定するといった方法など。

このように、やれば必ず効果の上がることがわかりきつていて、もっぱら患者負担を頼つたのは、なによりもそれが一番手取り早いからで、とりわけ次のような削減効果を期待したためである。つまり、被用者保険各制度の本人給付率一割カット→保険給付費減（これによる国庫負担削減は二九三億円）→保険料負担に余裕（各制度を通じて標準報酬総額の約一〇〇〇分の四・四七、約二八・一三億円）→各制度から創設の退職者医療制度に一〇〇〇分の五・七四（三五九〇億円）拠出し、国保加入の七〇歳前退職者約二三〇万人（家族を含めると四〇〇万人）の給付改善（国保のオール七割から、本人八割、家族は入院八割、通院七割へ）→身軽になつた国保の国庫補助の軽減（二三五五億円）と国保の国庫補助率引下げ（医療給付費の約五八%→五〇%）、

約一五四四億円減)で合計三八九九億円の削減、となる。つまり、給付率カットの直接効果二九三億円が、最後には四〇〇〇億円近い効果を生み出すというカラクリを考えついた。

こうしたやり方の背景に、患者負担が軽いと医者にかかりすぎるようになるという、間違った考えが潜んでいる。どこかぐあいが悪いとき、ひどくならないうちに気軽に診てもらう——このことが医療費のムダを作っているわけではなく、薬剤や検査で収入を上げる現行システムが慢性病などに対する医療の効果を妨げていることや、医療教育が患者の生活全体の改善による疾病コントロールを軽んじていることなどを問題にしなければならない。

年金その他の給付

わが国の年金は、国際比較に耐えない経過的な年金受給者が過半数を占めているためもあって、すでに「自助努力」依存型になつている。たとえば、個人貯蓄率が世界一、生命保険の契約総額の対国民所得比も世界一といつた現象がこれである。こうして集まつた資金は民間企業に融資され「民間活力」の源になる。社会保障の後退→自助努力→民間活力というモデル回路がそこにある。

八四年度の年金など所得保障関係の主な予

算措置は、表2にみるとおり、要するに、各種給付を2%程度引上げ、その実施時期を前

回よりそれぞれ二ヶ月早めたものだ。一人五万円の基礎年金など基本的な制度改正は、法

表2 主な社会保障給付の動き

		59年 度	58年 度
厚 生 年 金	(30年加入・夫婦)	153,483円(6月)	150,817円(据置)
国 民 年 金	(17年加入・夫婦)	77,250円(7月)	75,750円(同)
	(25年加入・夫婦)	96,100円(未発生)	94,250円(同)
	(保険料月額)	6,220円	5,830円
老 齢 福 祉 年 金	(6人世帯・年600万未満)	25,600円(8月)	25,100円(据置)
	(同 600万以上)	23,500円(同)	23,300円(同)
障 害 福 祉 年 金	(1級)	38,400円(同)	37,700円(同)
	(2級)	25,600円(同)	25,100円(同)
母 子 福 祉 年 金	(2人世帯)	33,300円(同)	32,700円(同)
生 活 保 護	(大都市・4人世帯)	152,960円(4月)	148,649円(3.7%引上げ)
	(同 70歳男・単身)		81,111円
恩 給	(引上率)	2%(4月)	(据置)
	(普通恩給最低保障)	6,7233円	65,850円
児 童 手 当	(子1人)	(据置)	5,000円(据置)
児 童 福 祉 手 当	(子1人・年151万以下)	33,000円(11月)	32,700円(同)
	(同・151~300万)	22,000円(同)	
特 別 児 童 扶 養 手 当	(1級)	38,400円	37,700円(同)
	(2級)	25,600円	25,100円(同)
在宅障害者福祉手当		18,000円(6月)	10,550円(同)
被 用 者 健 保	(本人給付率)	9割(7月)	10割
	(平均給付率)	86.1%(同)	90.5%
	(同・政管)	84.8%(同)	89.8%
	(4人世帯平均負担年額)	47,400円	37,900円
	(高額療養費自己負担限度月額)	54,000円	51,000円
		(低所得者・入院 30,000円 通院 39,000円)	
ホ ー ム ・ ヘ ル パ ー		19,908人	18,278人
在宅障害者ディ・サービス		129カ所	106カ所
老人ディ・サービス		86"	81"
シルバー人材センター		225団体	220団体

案として政府から提出される予定だが、その実施時期は、八六年度となつてるので、ここではふれない。

昨年厚生省が示した「二十一世紀の年金を考える」の中では、現行の給付水準を維持するには、現役世代が重い保険料負担に耐えなければならない、逆に負担増を緩和するには、給付水準を下げるしかない、と開き直つている。この「現役負担か給付ダウンか」という迫り方は、まったく愚劣なうらやである。

その理由の第一は、負担の内容と方法があ

あたかも働く国民の保険料だけかのような主張だということである。社会保障費の収入源別構成比を国際比較すると、ほとんどすべてを租税負担でまかなつてゐる北欧は別として、日本の特徴は、被保険者負担が「一人前」の水準に達しているのに、使用者負担がまだウエイトが低い点にある。

厚生省の開き直りが正しくない第二の理由は、老後、高賃金でなくともゆとりをもつて楽しく働ける場を多様に用意するなら、多くの人はすべてを年金に頼らなくてよいことになり、その分給付額は少なくすることができる。この「雇用保障」という大柱を忘れたのでは、政策論にならないということである。定年延長ばかりでなく、高齢者雇用のダイナミックな開拓が求められている。

ところで、年金関係予算をみると、はた

してそれが生活の最低基盤を支えられるかどうかが問題となる。生活保護の水準は、男七〇歳、単身、大都市の場合、住宅扶助を含めて、八三年度月八万一一一円。(八四年は現在作業中)表2にみるように、被用者年金以外は夫婦で受給しても生活保護の一人分にもならないのだ。この奇怪な現象は、次のように説明されるのが通例となつてゐる。すなわち、福祉年金については「無拠出の経過的な年金だから」拠出制国民年金については制度発足が新しいため「拠出期間が短いから」というもの。

児童扶養手当改悪の問題点は、第一に、都

道府県に二割を押しつけることだ。この制度強調し、老後生活の実態とか必要性とかにはまったく関心がない。改革すべき方向は、①負担能力に応じて拠出する(応能負担)、②だれにも、少なくとも生活保護を下回らない年金を保障する(ナショナル・ミニマム年金)、③働く意思のある者にはチャンスをみつける(雇用保障)、といった原則を確立する必要がある。

ところで、離婚(夫の“蒸発”や障害を含む)した妻に一八歳未満の子がある場合の児童扶養手当が改悪される。すなわち、①現行の全額国庫負担を改め、二割は都道府県の負担とする。②新規認定者からは前夫の年収が六〇〇万円以上のときは支給しない。③現行の支給制限「年収三六一万円以上」を「三〇

〇万円以上」に切り下げ、かつ年収によつて支給額を二段階にする(一五一万円以下は月三万三〇〇〇円、一五二万円~三〇〇万円は月二万二〇〇〇円)。現行月三万二七〇〇円)。

④支給期間を原則七年間とする(ただし義務教育終了までは延長可)。以上は、八四年十一月実施で、これによる国庫負担削減は、約七億五〇〇〇万円、平年度で約九〇億円、新たに都道府県負担となるのは、約五四〇〇万円、平年度で六億四八〇〇万円と見込まれている。

最終的には強制執行までできることになつてゐる。しかし、実際には、前夫が逃げてしまつて所在もわからないといったケースが多く、家裁がこれを捜し出し、とり立てるなどということは、現実には不可能なのである。政府案は、このような実情をふまえていない。

第三は、一八歳未満から義務教育終了前に対象をしぼつたことだ。これは、高校進学が事実上の義務教育になつていてそれを無視した措置で、とうてい容認できない。

失業対策費も後退

労働省所管の失業対策費は三六七三億四〇〇万円で、一九八三年度予算（当初予算。以下同様）に比べ三六億二〇〇〇万円（〇・九八%）減。項目別にみると、①失業対策事業費補助五二六億七四〇〇万円（八三年度予算に比べ四四億一三〇〇万円＝七・七三%）減、②特定地域開発就労事業費補助六三億一〇〇〇万円（同一億四七〇〇万円＝二・三九%増）、③職業転換対策事業費一六五億六〇〇万円（同八億五四〇〇万円＝四・九二%）減、④雇用保険国庫負担金二九一八億一四〇〇万円（同一五億円＝〇・三五%増）、となつてゐる。

①は、地方自治体が実施する失業対策事業への補助金で、賃金日額平均一一三円（二・八三%）アップの四一〇六円としたが、①吸

収人員を六四〇〇人（一二・〇五%）減の四万六七〇〇人とした、②六五歳以上の就労日数を大幅に短縮したことから、失対補助総額が大幅に減った。六五歳以上の就労日数短縮は八三年度から実施されたものだが、同年度の場合は六五歳未満の二二日に対し六五歳以上は一律に一・五日少ない二〇・五日としていたのを八四年度はさらに進め、六五歳（七〇歳未満は二〇日、七〇歳以上は一五日として、失対事業の終息をさらに促進するものとなつてゐる。

②の増額は地方公共団体への補助単価の引上げ（二・三九%）によるもので、対象人員は前年度と同じ三一〇〇人である。

③は、中高年齢の失業者等を対象とするも

なお特例一時金の受給者は前年度より二万四〇〇〇人少ない七一万四〇〇〇人が見込まれている。

④については、一般受給者の実人員は月平均七四万二〇〇〇人と、前年度より一万一〇〇人多く見込まれているが、雇用保険法の改正で受給月額が加重平均で一〇万二九六円と、前年度より三三四九円も低くなっているなどの結果、国庫負担は一五億円増（〇・五二%増）に抑えられている。

のだが、就職促進のための補助費等は減額する一方、シルバー人材センターについては新たに一五団体（累計二三五団体）の補助増を計上している。

10 防衛関係予算

1 重拡政策の推進と八四年度防衛予算

対前年度比〇・五%増の超緊縮の八四年度政府予算、一般歳出で対前年度比〇・一%減のなかにあって、大幅に抑制された社会保障、文教、公共事業など国民生活に直接関連した予算にくらべると、八四年度防衛予算是総額がはかられた。これは、「日米運命共同体」の認識にたち、対ソ集団防衛を意味する西側同盟外交の推進を基本政策に、「日本列島不沈空母論」「三海峡封鎖、シーレーン防衛論」の危険な日米共同作戦構想と、「56中業（五八年度）——六二年度の防衛力整備五ヶ年計画」「防衛計画の大綱」見直し論による、自衛隊の大額な軍備力増強にのり出している中曾根内閣の「軍事優先、国民生活犠牲」の軍拡政治の

進展ぶりを如実に示したものに他ならなかつた。

八四年度防衛予算では、「日米安保条約にもとづく日本との防衛協調はアメリカの東アジア防衛政策の『コーナーストーン』（かなめ石）である」（'85米国防報告）との認識を表明し、一〇〇〇カイリシーレーン防衛＝三海峡封鎖作戦を「日本の国策」（同）と断定するレーガン米政権の対ソ核対決政策に積極的に加担し、日米安保の世界核安保体制づくりがめざされ、そのもとでの自衛隊の制海、制空、通

峡・着上陸阻止など臨戦的で攻撃的作戦の敢行もめざされている。そのため、自衛隊の軍事戦略である「専守防衛戦略」から「前方防衛・反撃戦略」への危険な転換を進めるF-15、P-3C、大型護衛艦などの「決戦兵器」の取得、整備を主要眼目として対GNP比で〇・九九一%までのぼりつめた八四年度防衛予算の「突出・聖域化」をはかるとともに、中曾根内閣は、三木内閣以降政府がよつて、中曾根内閣は、三木内閣以降政府が防衛費増大の歯止めとしてきた対GNP比一%上限枠（一九七六年閣議決定）を崩壊させようとするにいたつた。

対米軍事技術援助協定によつて武器禁輸政策を改廃し、本年中の核巡航ミサイル・トマホークの米第七艦隊配備決定等による非核三原則の実質的な空洞化とあいまつて、わが国防政策上の根幹とされてきた防衛費対GN

P比一%枠撤廃をも中曾根内閣は断行しようとしている。対GNP比〇・九九一%に達した八四年度防衛予算は、一%の枠まで二五四億円をスキ間としているだけで、計算上は本年度人事院勧告にともなう公務員のベース・アップ三%たらずの勧告が出れば一%枠は突破されることになるからである。もとより人効率と防衛費対GNP比一%枠歯止め論は別個の問題であり、後述するようにわが党は一%枠遵守のためにも、八四年度防衛費の前年度水準への「凍結」を主張しているのである。

2 八四年度防衛予算の軍事的な骨格

(1) 自衛隊の軍事戦略の危険な転換

第1表は、「56中業」の期間二年目にあたり、また次期防衛力整備五ヶ年計画である「59中業」（六一年度～六五年度）の作業開始年にあたる八四年度防衛予算における主要な正面装備の「56中業」達成率を示している。防衛

P-3C、対艦・対空ミサイル装備の大型艦の増強を柱とする八四年度防衛予算は、右の戦略転換を既定方針とした「決戦兵器」体系の確立を企図するものである。

(2) 「前方防衛・反撃戦略」への危険な接近と決戦兵器体系

八四年度防衛予算は、「前方防衛・反撃戦略」への転換にもとづいた「決戦兵器」体系の整備、取得を昨年度に統いて大幅に行なうとともに、それを解決するために中曾根内閣が次年度以降、今年度よりも増して防衛費「突出・聖域化」を一段と推し進めるに違いないことを示している。

まず、空自では「防空軍」から「制空軍」への転換をはかるためにF-15、一七機の調達がはかられ、昨年度と合せて「56中業」の整備見積り量七五機のうち、八三年度一三機分を合せて三〇機で当初目標四〇%が充足さ

航空自衛隊（同八・五%増）で、海、空重視の方針を示した。これは、海自を三海峡封鎖と制海、着上陸阻止、シーレーン防衛をめざす対空、対艦火力重視の制海艦隊に転換し、また空自を防空軍から制空、航空阻止、近接航空支援型の制空軍に強化していくことが既定のものとなつたことを意味している。

この「空自＝制空力」、「海自＝制海力」重視の予算編成は、従来の一地を固守する「専守防衛戦略」から「敵」の策源をたたく、三海峡封鎖、シーレーン防衛の「前方防衛・反撃」戦略への自衛隊の軍事戦略の根本的転換を画するものである。空自のF-15、海自の

第1表 「56中業」の主要装備の達成率

(1) 陸上自衛隊

単位	五六中業の整備見積り量 (A)	58年度 (B)	59年度 予算要求 (C)	計 (B+C)	進捗率(%)	
					$\left(\frac{B+C}{A}\right)$	
74式戦車	両	3731	60	60	120	32.2
75式155mm自走榴弾砲	門	50	24	13	37	74.0
203mm自走榴弾砲	門	72	12	12	24	33.3
新155mm榴弾砲	門	176	20	38	58	33.0
64式81mm迫撃砲	門	80	20	20	40	50.0
73式装甲車	両	105	9	15	24	22.9
82式指揮通信車	両	127	10	15	25	19.7
装輪装甲車(偵察警戒車)	両	8	—	—	—	—
新高射機関砲	門	7	—	—	—	—
中対戦車誘導弾	基	14	—	—	—	—
79式対舟艇・対戦車誘導弾発射装置	基	78	8	12	20	25.6
84mm無反動砲	門	1,749	224	223	447	25.6
75式130mm自走多連装ロケット発射機	基	16	8	8	16	100.0
対戦車ヘリコプター(AH-1S)	機	43	5	5	10	23.3
多用途ヘリコプター(HU-1H)	機	52	7	4	11	21.2
観測ヘリコプター(OH-6D)	機	64	3	9	12	18.8
輸送ヘリコプター(CH-47)	機	16	—	2	2	12.5
地対空誘導弾ホーク改裝用装備品	群	3	1	1	2	66.7
81式短距離地対空誘導弾	基	47	4	7	11	23.4
携帯式地対空誘導弾	基	468	35	26	61	13.0

れることになった。

海自では、甲型護艦(DD)三隻が発注され、「56中業」整備見積り量八隻中昨年の一隻分と合せて四隻になり、五〇%の達成率をみた。このDD型(二九〇〇トン)は、対艦ミサイル・ハープーン、対空個艦防御用ミサイル・シースパローを装備している。これは三海峡封鎖、着上陸阻止の水上打撃力の大幅な向上をめざすものである。又、P-3C対潜哨戒機八機が調達され、昨年度分七機の計一五機導入で「56中業」達成三〇%をみることになった。P-3C導入はシーレーン確保のための「制海力」の飛躍的増強を図ろうというものである。

陸自では、主要な作戦となる上着陸阻止、防空、通峠阻止の主要な「決戦兵器」にあたる機用火力、対機用火力、対空火力の強化が図られた。七四式戦車六〇両(「56中業」達成率は三二%)、七五式一四五ミリ自走榴弾砲一三門(同、七四%)、二〇三ミリ自走榴弾砲一二門(同、三三%)、対戦ヘリAH-1S五機(同、二三%)などが発注され通峠阻止の要塞重砲の装備が進歩した。これらに加えて、対戦車・対舟艇ミサイルの導入や短SAM、ホーク改など野戦機動型対空防御システムの根本的強化が着々とはかられることになった。

(2) 海上自衛隊

	単位	五六中業の整備 見積り量 (A)	58年度	59年度 予算要求 (C)	計 (B+C)	進歩率(%) $\left(\frac{B+C}{A}\right)$
			(B)			
護衛艦	隻	14	2	3	5	35.7
DDG	隻	3	1	—	1	33.3
DD	隻	8	1	3	4	50.0
DE	隻	3	—	—	—	—
潜水艦	隻	6	1	1	2	33.3
掃海艇	隻	13	2	2	4	30.8
ミサイル艇	隻	6	—	—	—	—
海洋観測艦	隻	2	1	—	1	50.0
補給艦	隻	2	—	1	1	50.0
輸送艦艇	隻	5	—	—	—	—
訓練支援艦	隻	1	—	—	—	—
自衛艦建造計(トン数)	隻	49(9.7万トン)	6(1.3万トン)	7(2.2万トン)	13(3.5万トン)	26.5(36.1)
FRAM	隻	2	1	1	2	100.0
航空機						
作戦用航空機	機	125	13	16	29	23.2
固定翼対潜哨戒機(P-3C)	機	50	7	8	15	30.0
対潜ヘリコプター(陸上HSS-2B)	機	43	3	7	10	23.3
対潜ヘリコプター(艦載)	機	※20	3	1	4	30.0
MH-X	機	※12	—	—	—	—
救難ヘリコプター(S-61A)	機	3	—	1	1	33.3
救難飛行艇(U S -1 A)	機	3	1	1	2	66.7
訓練支援機	機	3	—	1	1	33.3
連絡機(TC-90)	機	4	—	—	—	—
練習機(TC-90)	機	4	2	1	3	75.0
練習機(KM-2)	機	3	—	—	—	—
練習機(OH-6D)	機	4	1	2	3	75.0

(3) 航空自衛隊

単位	五六中業の整備見積り量 (A)	58年度 (B)	59年度 予算要求 (C)	計 (B+C)	進捗率(%) $\left(\frac{B+C}{A}\right)$
作戦用航空機					
要撃戦闘機(F-15)	機 機 75	16 13	23 17	39 30	40.0
支援戦闘機(F-1)	機 機 6	3	3	6	100.0
支援戦闘機(FS-X)	機 機 ※24	—	—	—	—
輸送機(C-130H)	機 機 8	—	2	2	25.0
輸送ヘリコプター(CH-47)	機 機 6	—	1	1	16.7
早期警戒機(E-2C)	機 機 1	—	—	—	—
救難ヘリコプター(V-107)	機 機 16	1	3	4	25.0
HH-X	機 機 ※2	—	—	—	—
救難捜索機(MU-2)	機 機 2	—	—	—	—
EC-130H	機 機 ※2	—	—	—	—
XT-4	機 機 45	—	—	—	—
高等練習機(T-2)	機 機 7	—	—	—	—
SAM-X	群	※	—	—	—
81式短距離地対空誘導弾	基 27	1	3	4	14.8
携帯式地対空誘導弾	基 372	12	24	36	9.7
対空機関砲	門 130	14	22	36	27.7

防衛費「突出・聖域化」のカラクリと八四年度防衛予算「凍結」の提言

(1) 後年度負担による予算編成の硬直化

八四年度防衛予算は、「56中業」の完全達成への跳躍台がめざされている。六・五五%増の「突出・聖域化」が認められ、対GNP比一%枠を破ろうとする勢いを是認されたのは、そのためである。

この「突出・聖域化」を一段と強め、予算編成の硬直化をもたらすのが、国庫債務負担行為、継続費などの後年度負担の異常な増加である。八四年度要求額の後年度負担額は、新規分一兆一五九九億三〇〇〇万円で、既定分九八八一億九九〇〇万円と合わせて計二兆一四八一億二九〇〇万円にものぼり、この巨額な後年度負担は、やがてツケとしてその年の防衛費を拘束し、「突出・聖域化」を強める作用をはたすことになる。

この防衛予算「突出・聖域化」のカラクリと仕組みを主要な装備をとり出してみてみたのが第2表である。

この表からも解るように、例えば一機一〇七億五六〇〇万円のF-15、一七機分一八二八億五七〇〇万円が計上されているが、初年度に支払われるのはわずか二億八八〇〇万円(〇・一六%)にすぎず、残り一八二五億六九〇〇万円(九九・八四%)は後年度負担とし

第2表 '84防衛予算にあらわれた主な正面装備費
(後年度負担のカラクリ)

(単位:百万円)

区分		数量	予算総額(A)	84年度予算要求額(B)	後年度負担額(C)	B/A (%)	C/A (%)
陸上自衛隊	74式戦車	60両	22,792	0	22,792	0	100
	75式155mm自走榴弾砲	13門	3,798	0	3,798	0	100
	203mm自走榴弾砲	12門	4,507	191	4,316	4.24	95.76
	新105mm榴弾砲	38門	12,546	0	12,546	0	100
	対戦車ヘリ(AH-1S)	5機	11,952	76	11,876	0.66	99.34
	81式短距離地対空誘導弾	7基	17,363	0	17,363	0	100
	小計		72,958	267	72,691	0.37	99.63
海上自衛隊	甲型護衛艦(DD)	3隻	118,439	219	118,220	0.18	99.82
	潜水艦(SS)	1隻	30,347	41	30,306	0.14	99.86
	固定翼対潜哨戒機(P-3C)	8機	90,338	293	90,045	0.32	99.68
	小計		239,124	553	238,571	0.23	99.77
航空自衛隊	要撃戦闘機(F-15)	17機	182,857	288	182,569	0.16	99.84
	支援戦闘機(F-1)	3機	8,982	79	8,903	0.88	99.12
	81式短距離地対空誘導弾	3基	7,441	0	7,441	0	100
	小計		199,280	367	198,913	0.18	99.82

てかくされている。第2表で明示された、こうしたカラクリが防衛費「突出・聖域化」の決めてになっているのである。

(2) 「56中業」阻止と八四年度防衛予算の「凍結」

中曾根内閣によって、その完全達成をめざされている「56中業」は、①日米安保の世界核安保化、②自衛隊の軍事戦略の「前方防衛・反撃」戦略への転換③三海峡封鎖、シーレーン防衛作戦用兵器体系の全面的な導入などがめざされている。

この「56中業」阻止の政治課題の達成にむけた当面の緊急措置として、八四年度防衛予算を一律に八三年度防衛予算の水準にとどめ「凍結」する。この措置の結果、必要となる八四年度防衛予算の削減額は、一八〇四億一〇〇〇万円(増分)とする(第3表)。

第3表 '84防衛予算一律削減の内訳

(単位:百万円)

区分	59年度 予算要求額	58年度 予算額
(防衛本庁)		
陸上自衛隊	1,077,539	1,027,337
海上自衛隊	705,984	654,037
航空自衛隊	758,721	699,427
小計	2,542,243	2,380,801
内部部局	9,980	9,598
統合幕僚会議	1,696	955
防衛研修所	719	745
防衛大学校	9,673	9,024
防衛医科大学校	11,395	11,241
技術研究本部	43,758	38,613
調達実施本部	4,409	4,454
小計	81,630	74,630
防衛本庁計	2,623,873	2,455,431
(防衛施設庁)	310,647	298,679
防衛庁合計	2,934,521	2,754,110
(国防会議)	124	124
防衛関係費合計	2,934,645	2,754,234

一九八四・二・六

第一〇一 特別国会闘争方針

日本社会党国会対策委員会

政治倫理の確立、軍縮・平和の実現、国民生活の向上など国民の切実な要求に背を向けてきた中曾根内閣は、昨年末の総選挙で国民の厳しい指弾をうけ、大きく敗退し、与野党伯仲が実現した。総選挙で過半数割れに終った自民党は、危機感をもつてなりふりかまわず多数派工作に狂奔し、保守系無所属議員を吸収し、新自由クラブと統一会派を結成した。

これは公党として選挙結果を無視し、国民を欺き、議会制民主主義を踏みにじった背信行為といわざるをえない。

総選挙で前進したわが党は、与野党伯仲を実現したこの国民の審判を正しく受けとめ、野党第一党としての責任と自覚を痛感して闘うとともに、院内における野党共闘を結集強化し、「ゆるやかで確実な改革」によつて政

治の刷新を実現し、国民の期待に応えていく決意である。

新しい一九八四年には、依然として不況、重税、政治倫理、核軍拡、医療・福祉の後退、教育の荒廃など諸問題が山積しているが、中曾根内閣は総選挙での敗退にもかかわらず、この国民の声に謙虚に耳を傾けようとしている。

わが党は、今国会において、政策転換の主導権をにぎり国民多数の切実な生活要求と政治倫理の確立、平和と軍縮、清潔な政治、豊かな暮らしと希望のもてる政治を実現するた

め、全力を傾注する方針である。

一、金権・腐敗政治を一掃し、政治倫理の確立を期す。

五十九年度予算案は大衆増税、福祉切り下

二、大衆増税、公共料金値上げ、福祉切り下げ、軍備拡大の経済財政政策を転換し、国民生活の安定向上をはかる。

わが党は、さきに全野党共同で「田中角栄議員辞職勧告決議案」を提出し、政治倫理の確立を要求したが、その立場を堅持しつつ、「中曾根自民党総裁声明」で明らかにした「田中支配の排除」を国民が納得できるよう実行をせまる。今回の首相と閣僚の資産公開は、公開の範囲が狭く本人名義に限定され、資産形成の過程にもふれず、事業用資産や株式保有の公開基準も抜け、また公示価より低い固定資産税課税標準価額である等、資産のガラス張りからほど遠く抜け道だらけの不十分なものといわざるをえない。

わが党は、倫理委員会の設置、国會議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産公開法、企業献金の禁止を含む政治資金規制法の改正、汚職防止法、情報公開法、議員証言法の改正等についてわが党案にとづく法制化を促進するとともに、行政監察官制度（オンブズマン制度）を強化し、速やかに金権・腐敗政治を一掃し、政治倫理の確立を期す。

また、衆参国會議員定数の不均衡の是正に努める。

げ、軍備拡大による「国民生活犠牲、将来不
安増幅」の予算である。

国民生活のための経費を削る超緊縮予算を
改め、生活安定、社会資本充実のための予算
を確保し、内需拡大による経済成長と貿易摩
擦の解消、個人消費の拡大など積極的な景気
浮揚策を講じ、地方にも活力をあたえるべき
である。そのため、原子力船むつにみられる
予算の無駄を省くとともに、財政再建は、特
別国債依存から抜け出さなければならぬ。

存率の低下および中央集権型財政の改革をは
かり、中長期的計画を明らかにする必要があ
る。

国民の切望する所得減税は、物価調整措置
としての規模にみたないうえに、中高所得層
優遇であり、財源確保にも大衆増税を含める
など税の所得再分配機能を低下させ、加えて
受益者負担強化を名としての各種の公共料金
の値上げは、低所得層の家計を圧迫するのみ
か物価上昇の引き金になる恐れがある。わが
党は酒税、物品税等の大衆増税によることな
く、利子、配当所得の源泉徴収税率の引き上
げ、有価証券取引税率の引き上げ、各種租税
特別措置の整理等、不公平税制の是正により
所得税一兆四千億円、住民税五千億円の減税
を強く要求する。

高齢化社会を迎えるにあたって、医療、年

金の充実が求められているが、社会福祉の後
退が著しい。わが党は健保の本人一割負担(六
十一年度から二割)、入院時負担の拡大など、
医療保険制度改悪の撤回と、年金の物価スラ
イド、福祉年金の引き上げならびに雇用保険
制度の充実に努める。

中小企業対策を充実するため、融資制度な
らびに官公需の中小企業への発注割合を拡大
するなど中小企業の体质強化と経営安定化を
はかる。

また、労働者とその家族の生活向上のため
民間資金の抑制政策に反対するとともに人事
院勧告、仲裁裁定の完全実施を実現する。

わが党は、院内外の力を結集して、国民生
活を犠牲にした軍事優先の政府案の修正、組
み替えを求めていく。

三、軍事大国化に反対し、経済協力と文化 立国で世界の平和に貢献する。

中曾根内閣は、米国の対日軍備増強の要請
におされて、経済大国から軍事大国へと血道
をあげてゐる。軍事費を四年連続突出増額(六
・五五%)させ、今年度比一八〇四億円の増
額は、一般歳出費目中最大であり、国民の納
得は得られない。また新規の国庫債務負担行
為の増額が後年度の防衛関係費の膨張と財政
硬直化を深めることは必至である。

同時に大資本中心の貿易偏重政策で農産物
の見返り輸入を拡大するやり方を改め、内需

わが党は軍事費の特別枠と突出増額に反対
し、防衛費は当面、現状で凍結するとともに、
新規の国庫債務負担行為を停止するよう主張
する。さらに巡航ミサイル・トマホークの配
備に反対し、「非核三原則」を厳守させ、「武
器輸出禁止三原則」を厳守し、軍事同盟に傾
斜してきた政府の外交防衛姿勢を改めさせ、
非同盟・中立の平和外交を推進する。

また、自主的立場に立った対外経済協力を
入れ、同時に文化・科学・医療など文化
外交を開拓し、東西交流、南北交流の役割を
果たし、世界の平和と繁栄に貢献する。

四、農産物の輸入自由化・枠拡大を行わず、 農業再建、食糧の自給率向上と食生活の 安全をはかる。

米国の牛肉・オレンジをはじめとする残存
輸入制限品目の輸入自由化・枠拡大要求は、
国内農業を危機におとしいれ、政府の貿易偏
重政策によつて農産物の見返り輸入は拡大の
一途をたどり、わが国は世界最大の食糧輸入
国となつてゐる。

政府は、米国の不当な農産物の輸入自由化
攻勢に對して毅然たる態度でその要求を拒否
し、国内農業を育成すべきである。

同時に大資本中心の貿易偏重政策で農産物
の見返り輸入を拡大するやり方を改め、内需

を拡大しながら国内産業を発展させる産業。

経済政策の転換をはかる必要がある。さらにわが党は、日本農業を守り、食糧自給率の向上と国民食糧の安定確保と食生活の安全をはかるため国会における「食糧の自給力強化」、「農産物自由化・枠拡大反対」、「食品添加物の拡大反対」等の決議を尊重し、積極的にその具体化をめざす。

五、国家統制を強める教育改革を阻止し、ゆきとどいた国民合意の教育制度をめざす。

中曾根内閣は「戦後教育の見直し」と称し、「教育臨調」の設置など教育の国家統制をおし進めようとしている。そしてその理由を「偏差教育」に求めていた。しかし、今日の教育荒廃をもたらしたのは自民党政府の文教政策である。

わが党は「偏差値教育」に示される教育政策の転換を迫り、その立場から一人ひとりの子ども・青年にゆきとどいたゆとりある教育が保障されるようにする。したがって、六・三・三・四制の学制改革の検討に当つては、国家百年の計にかかる問題であり、充分な時間をかけ国民の合意のもとにすすめなければならない。

また、教科書制度、教員免許制度、育英奨

学制度の改悪に反対し、平和教育、民主教育の確立をめざす。教育費の削減に反対し、教育費の父母負担の軽減に努め、当面、「四十人学級」の早期実現をめざすとともに、マンモス学校解消のための特別措置を講ずる。

六、国民のニーズに応え平和・福祉・分権の立場にたった民主・公正・効率の行政改革をすすめる。

軍事費突出、大衆増税、福祉切り捨てにより国民生活に犠牲を強いる中曾根行革は、完全に破綻し、「増税なき財政再建」は国民を欺まんするものとなつた。

軍事を優先し、福祉・教育費を削り、利権に結びついた補助金には手をつけず、国鉄など三公社の分割・民営化や、公務員給与にかかる人事院勧告を凍結するなど、その本質を露呈してきた。加えて、原子力船「むつ」廃船にみられるズサンな原子力行政と予算の無駄使いは、到底、国民の理解は得られず、わが党の廃船の主張の正しさが追認された。

七、婦人差別撤廃条約の批准を促進し、男女平等を実現する。

個人の尊厳と男女平等は、国連憲章、世界人権宣言にうたわれた人類普遍の原理である。わが党は、一九七五年「国際婦人年」以来、あらゆる分野における男女差別の撤廃、真の平等の実現をめざして、法・制度上の見直しをすすめてきた。

こうした立場にたち、一九八五年までに政府がさきに署名した「婦人にに対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」の完全批准が実現するよう全力をあげる。このため、雇用における男女平等取扱いの促進に関する法律の制定をはじめ、国籍法、児童福祉法など

になつてゐる補助金は、整理統合し、地方団体の自主財源を強化する措置を講じ、③機関委任事務の見直し、④地方自治の強化を促進し、⑤高級官僚の天下り規制等をすすめる。

また、公共企業体の改革にあたつては国民へのサービス強化を第一とし、国鉄の経営形態は現行のままとし国と国鉄の責任分野を定め、公衆電気通信事業体は公開、参加、分権により利用者に開かれるものとし、専売事業体は「全国一律の価格で安定供給」するため現行の制度を維持する。また、国有林野事業の不當な改悪に反対し、森林資源の造成に努める。

八、公衆電気通信事業体は公開、参加、分権により利用者に開かれるものとし、専売事業体は「全国一律の価格で安定供給」するため現行の制度を維持する。また、国有林野事業の不當な改悪に反対し、森林資源の造成に努める。

する。

個別課題への対応 — START, INF など米ソ核軍縮交渉のゆきづまりを打開するための核軍縮をめぐる積極的提言、中東・朝鮮半島をめぐる平和の構築、南北問題の激化に対する政策提起、政府開発援助（ODA）

を含む経済協力政策の体系的提言などの個別的課題に取り組む。ヒアリング、資料の収集・分析活動を強め、委員会での国際情勢審議の場で、これらの山積みする課題の解明と政策提起を展開する。とくに重要なのは、米ソ核軍拡競争の現状をふまえた全面・完全軍縮への政策的展望をかちとることである。これと関連して、日米安保体制の世界・核安保への危険な変貌、米核原潜の日本寄港による非核三原則の「空洞化」の現実、南北問題と途上国における公的債務累積の現状、中東・朝鮮半島をめぐる政治・軍事情勢の展開などに機敏に対応して、アジアと世界の平和の構築のための国際的枠組みづくりに積極的な役割りをはたすことである。

条約審議への取り組み — 今国会への提出予定の条約案は、日中二重課税防止協定、日ペル文化協定、国際熱帯木材協定、出版物の国際交換に関する条約、国家間における公の出版物等の交換に関する条約など約十一件の二国間条約と多数国間条約である。從来

の重点要求である「婦人差別撤廃条約」の早期批准を強く要求するとともに、これらの提出予定条約の重要度に応じて十分な委員会審議をつみあげていく。

△大蔵部会▽

「増税なき財政再建」を理念に、「展望と指針」で明らかにした九〇年度に特例国債依存財政から脱却するとの新たな政府の目標も

初年度から実現が困難という事態に追い込まれている。また、国民の期待していた所得減税もその規模、内容のいずれの面でも十分でない。そこで、当部会としては、つきの諸課題を重点に審議を深めていく。

1. 政府の財政再建計画を明らかにさせていく。歳出削減に偏重した財政の立て直しは事実上破綻したことから、歳出・歳入・経済政策の三者を踏まえた計画を出させたい。また、政府提出の「財源確保法」には、国債の発行に加えて特例国債の借り換えも含まれる。

従来の国債管理政策の抜本的転換であり、国債インフレ、財政インフレ防止を基本にした管理政策の確立を求めていく。

2. 政府の一兆円所得減税は国民の期待に反するものである。規模の小ささのこと、税率が十年ぶりに改定されるが、中長期の税負担引きなこと、財源対策で、ノモリの負担引き

上げだけでなく、酒税・物品税等大衆課税が強められるため、低所得層の税負担は実質増えない。所得税減税の上乗せ、利子配当課税など不公平税制是正による財源確保など具体策を示しつつ、税制全般の改革方向を明らかにしていく。また、いわゆるクロヨン問題についてもその実態と対応策を深めていく。

3. 発展途上国の社会経済の発展にはわが国の協力が求められている一方で、内容面での批判も起きている。政府提出の「对外経済関係法」（仮称）は今後の国際経済関係面での対応を含むものであり、この法案を重視して对外経済政策の基本論議を行う。

4. 行政改革の大きな柱の一つである日本専売公社の経営形態の変更のための法案が提出されてくる。公社制度の廃止と完全民営化への移行は国民の利益に反するものであることから国民利益確保の観点から経営形態論を深めていく。

△文教部会▽

後教育の見

中曾根内閣は、総理自擢起し、制度を含め直し」「教育大再編をはからうとし、また、臨調行革の方針にそつて軍事費を突出させる反面、教育切りまでの路線をすすめている。

したがつてわが党は、こうした中曾根内閣の

教育反動化のねらいを明らかにするとともに、

民主教育、平和教育の確立にむけてたたかう。

(1) 今日の教育荒廃は、能力主義による差別

と選別、教育内容の過密と高度化と受験地

獄にあり、それが「偏差値教育」にあらわ

れている。わが党は、自民党政の責任を

きびしく追及するとともに、のひのびとした

ゆきとどいた教育をめざし「偏差値教育」

改革のためにたたかう。

(2) 中曾根内閣は、「戦後教育の見直し」と

称して学制改革を打ち出している。そのね

らいは今日の教育荒廃克服の課題を「学制」

問題にすりかえるとともに、教育の機会均

等の理念に立つ戦後の単線型教育制度を変

えようとするところにある。したがつて、

このねらいを明らかにするとともに、学制

問題については、教育荒廃を克服する観点

から対処する。

(3) 政府・自民党は、教科書制度の改悪、教

員免許法の改悪を企図している。とくに教

員免許法については今国会に改正案を提出、

成立をはかるうとしているが、法案阻止の

ためのたたかいを開ける。また、奨学資

金の有利子制を導入する日本育英会法の改

悪についても反対し、たたかう。同時に、

「児童生徒人口急増地対策特別措置法案」

など党提出法案の実現のために努力する。

(4) 誤った臨調行革の教育の切り捨てに反対

し、「四〇入学級」の早期実現、私学助成

の拡充、教育費の父母負担の軽減など、教

育条件整備をめざす。

八 社労部会▽―― 労働関係

労働者の賃金・労働条件は依然として劣位

にあり、しかも失業も高水準にあって、「経

済大国」の労働者像にはほど遠い。特に、マ

イクロエレクトロニクス(ME)を中心とす

る技術革新の進展は、雇用・労働内容両面に

わたり労働者に深刻な影響を及ぼしつつあり、

企業のME技術導入に対する社会的コントロ

ールが求められている。また、高齢化社会に

対応する中高年齢者対策(六〇歳以上定年法

や中高齢者雇用制限禁止法の実現、職業訓練

体制の拡充など)、雇用における男女差別の

撤廃(男女雇用平等法の制定)と休業保障を

伴う育児休業制度を全職種に拡大するための

立法的措置、膨大なパートタイマー等不安定

雇用者の保護策(パート等保護法の制定)な

ども、労基法改正による週休二日・週四〇時

間制実現とともに早急に実現しなければなら

ない課題である。

八 社労部会▽―― 厚生関係

「国庫負担削減」「自立自助」「受益者負

担増」の政府の臨調路線に反対し、ナショナル・ミニマムを完全に保障し、社会保障の後

退を喰いとめる。

一、医療制度の大改悪を阻止する。

① 被用者保険の本人給付率九割、高額医

療費負担限度額引上げ、国庫負担の退

職者医療制度、国民健康保険国庫補助大

幅削減、差額負担の拡大などに反対する。

② 医療費の節減については、かかりつけの医師確保のための「主治医登録システ

ム」「生活指導料」導入。医薬品や医療

材派遣事業法案など五法案が提出される予定である。党は、労働者の生活と権利を守る立場から、これらの法案について十分な審議時間確保し、慎重審議を要求して闘う。

また、今国会と並行して院外では労働者の春闘が闘われており、民間の賃上げが春の段階で確定するとの並行して、それに見合う公

企体・公務員労働者の賃上げも政府・当局に確約させるための取組みが行なわれている。党は、数年来の政府・財界一体となつて進められており不當な賃上げ抑制に反対し、労働者の要求を支持して、院内でも可能な限り支援する。

機器の開発、生産流通、使用の全プロセスにメスを入れ、公的共同購入、同利用などの促進。成人病、慢性病などに対応する地域医療プログラムを策定、などを行うとともに医療法改正を促進する。

(3) 国公立医療機関、保健所の充実強化、精神衛生実態調査の中止、難病、特定疾患対策の充実などをはかる。

二、年金制度の改善をはかる。

① 老齢福祉年金額の引上げ所得制限の緩和などをはかる。

② 年金制度の大改革に当っては、保険料大幅アップ、給付水準の大幅ダウン、支給開始年齢くりのべなどは行わず、基本年金制度導入による一元化、年金と雇用の完全な接続、重複年金の規制などをはかる。また、婦人の年金権の完全な確立をはかる。

三、諸手当、社会福祉などの改善

① 児童手当制度の充実。

② 生活保護における他人介護料加算の普及。

③ 寝たきり、重度障害者、難病患者の介護の制度化をはかる。

④ 養護、特別養護老人ホームの整備と利用者負担の抑制。

⑤ いわゆる痴呆老人対策を確立する。

⑥ 保育所、幼稚園の制度の一元化、地域

こどもセンターへの再編、父母負担の軽減、障害児の受け入れなどをはかる。

四、その他、①原爆被曝者援護法の制定、②民間戦災犠牲者救済のための戦時災害援護法の制定、③食品添加物及び残留農薬の削減、規制と試験データの公開、④散乱性廃棄物対策の確立、⑤し尿、下水汚泥の有機肥料化の促進。

△農林水産部会▽

(1) 農産物の輸入自由化、拡大、農業再建食糧自給向上のたたかい——農産物の輸入自由化、拡大問題は、貿易摩擦解消のため、わが国農業を犠牲にしようとするものである。

わが国農業は自民党政府の食糧の海外依存政策の強化によって縮小化の一途をたどり穀物の自給率は三〇%に落ち込み世界最大の食糧輸入国となっている。しかも、四年連続の冷害によって米の需給はひつ迫している。いま、世界的な食糧の不安定時代を迎えようとしている時、国民食糧の安定確保が最重要な課題であり、次のような取り組みを行なう。

(2) 農業問題——①農産物の輸入自由化、拡大に反対、とくに輸入拡大の既成事実の積み上げによる全面自由化のねらいを阻止し

農業再建、食糧自給向上のため、「農業生産

振興法案」「総合食糧管理法案」「農民組合法案」を再提出し農政の抜本的転換をはかる。

②四年連続の冷災害により米の需給がひつ迫している時、水田利用再編対策第三期対策の根本的見直しを迫り、備蓄米、エサ米など多用途米を含む米の生産体制を確立させ、備蓄米を三年間で三百万トンを積み増すことをする。③穀物自給向上に直結するエサ米を転換作物とし畜産と結合させた地域複合経営を推進する。④冷災害救済のため、国、地方自治体の救農公共事業を推進し、同時に負債整理の抜本的対策を講ずる。⑤農林年金、農業者年金の充実。⑥消費者に安全食品を供給するために有機農業、無農薬農業の推進。

林業——①営林署の統廃合、要員の削減など山荒しの行政改革に反対し、森林資源、公益的機能の充実、木材関連産業の育成、強化のための国の助成、補助を拡充し、山村振興、地域経済の活性化のため、「地域林業振興計画法案」「地域林業振興基金法案」を提出する。②国有林野事業の「改善計画」を抜本的に見直し、独立採算の見直しをはかり国の財政措置の強化、拡充をはかる。③林業労働力の確保、雇用安定、労働条件の改善、労働災害の未然防止のため「林業労働法案」を提出する。

漁業——①水産物を安定供給するため、

既存漁場の確保、新漁場の開発、漁港の整備、水産物の価格保障、漁業融資制度の改善等をはかる。(2)水産資源保護法に基づき漁業資源の確保をはかる。(3)朝鮮水域出漁漁民に対する補償対策をすすめる。

△商工部会▽

一、基本方針 — 現在のわが国経済、産業を取り巻く内外諸情勢は非常に厳しくなつてゐる。こうした中で、当部会の重点活動を、

(1)内需中心の安定成長の実現と中長期的展望を踏まえた産業の活性化を図る、(2)自由貿易主義の堅持と円滑な対外経済関係の構築を図る、(3)総合的な資源エネルギー政策を展開する、(4)多様化する経済社会の要請に即応する中小企業政策を展開する、(5)魅力ある地域経済社会の形成と国民生活の質的向上を図る、などとする。

二、法案対策 — 政府提出予定の法案とし

ては、时限切れ法の繊維工業構造改善臨時措置法の延長、機械類信用保険法の改正、輸出保険法の改正、中小企業等協同組合法の改正、割賦販売法の改正など、法改正案があり、また、石油税の値上げなどもあり、当部会としては関係部会、関係政策委員会とも協議し、慎重な審議を行う。

三 中小企業対策 — 高度成長により、一時

解消しつつあった二重構造も長期にわたる不況により再び格差が拡大している。そこで、中小企業の保護・育成のため、大店法の改正、下請法の改正、官公需法の改正などをを行う。

四 部会機能の拡充 — 党内政策委員会との強力強化を図るとともに、関係労組、諸団体、学識者との協力、共闘を一層深め、影響力拡大、大衆運動高揚を図る。

△科学技術部会▽

1. 政府は、实用通信衛星「さくら2号」(C S-2)を、シーレーン防衛の拠点として基地強化を進めている硫黄島と本土との自衛隊の通信連絡に使用させる方針を決めた。

宇宙開発事業団法の第一条には、全会派一致によつて「平和の目的に限り」が加えられ、総員の賛成で成立している。あわせて衆議院本会議では「平和の目的に限り」と決議している。参議院でも同様の付帯決議をしている。

しかもその趣旨説明において、「平和の概念は、国際的に、非侵略といふ考え方と非軍事といふこと、非軍事である」と規定している。

このように、政府の拙速な原子力開発偏重の科学技術政策はすっかり破綻しており、根本的に変えねばならない時期であることが、明らかになつてゐる。ガンの制圧、科学物質の安全性確保、労働衛生、産業安全、公害追放、無公害エネルギーの開発、防災対策等にこそ、科学技術政策の重点が移されるべきであり、そのような観点から活動してゆく。

てよい、などと曲解できる余地は全くない。

これを許せば、自衛隊は衛星であれロケットであれ宇宙開発を自由に全面的に利用できる道が開かれるばかりか、原子力基本法の平和目的の規定も反古とされるほかはない。

従つて社会党は政府のごまかしを追求し、宇宙開発事業団法と国民決議を守るために使用許可の白紙撤回をあくまでも迫つていく。

2. 一方では、原子力船「むづ」についてのかねてからの社会党の主張の正しさは多くの自民党議員にも分るようになつてゐる。他方では、

放射性廃棄物の日本や海洋での安全な処分方法はありそうにない。再処理施設はパイロットプラントでさえ稼動が不能となり、まして大型の実用施設を建設することなど言語道断である。アメリカではスリーマイル島事故以来百件以上の原発建設計画が放棄されている（読売、一月一八日）。日本の発電設備は最大電力消費日でも四千万kWが過剰になつてゐる。

このように、政府の拙速な原子力開発偏重の科学技術政策はすっかり破綻しており、根本的に変えねばならない時期であることが、明らかになつてゐる。ガンの制圧、科学物質の安全性確保、労働衛生、産業安全、公害追放、無公害エネルギーの開発、防災対策等にこそ、科学技術政策の重点が移されるべきであり、そのような観点から活動してゆく。

△運輸部会▽

一、国鉄の分割・民営化に反対し、国鉄が真に「国民の国鉄」として機能するよう、長期負債や新幹線建設等の資本費の負担など国鉄再建に不可欠な基本問題の解決のための具体策を講ずる。また、地方交通線や貨物の縮小計画など地域住民と関係労働者に犠牲を強いる施策を止めさせ、国鉄の経営方針を利用者本位に改めさせる。

二、政府の「公共交通切り捨て」路線の運輸行政に強く反対し、鉄道、バス、離島交通など日常の公共交通を政府、自治体、関係企業および労働者、利用者が協力して確保する仕組をつくるため「地域交通整備法」を制定する。

三、交通事業者が個別的に負担している、学割、身障者割引等の公共割引についてそれぞれの政策実行者が負担する制度を確立するため「公共割引の国庫負担に関する法律」を制定する。

四、道路運送における貨物輸送の秩序が混乱している現状を改善するため第九八国会における「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」の具体化を促進させる。

五、総合交通政策についての具体策を確立するとともに交通・運輸行政の一元化をはかるとともに交通・運輸行政の一元化をはかる。

る。

六、空の安全を確保するために、航空管制の改善と航空関係労働者の環境改善を進める。

七、都市交通の環境改善のための立法化を進める。

八、国民の健全なレジャーと観光資源の保護を進める施策を推進するとともに平和な国際協力関係を確立するための観光政策を確立する。

九、港湾運送事業法の改悪に反対し、港湾労働者の雇用の安定をはかる。

十、海運、造船、船員対策を一体化した総合的な海運政策を確立する。

△通信部会▽

今国会の最大の課題に「電電公社の改革に関連する法案」の動向と、その取扱いにある。いまのところ、郵政省は三月中に国会提出したいとして立法作業を急いでいるが、電気通信の将来を決定づけるものだけに、適切な対応と取り組みを一層強化していく。また、放送衛星や通信衛星、INS、ニュースメディアなど、高度情報化に向け、国民のニーズに応えるあり方とその具体策を迫っていくことにしている。同時に、郵政三事業の将来展望、課題と問題点の解決のため積極的に取り組んでいく。

一、政府が提出を予定している法案

① 付加価値データ伝送業務に関する法案（仮称）||民間企業が付加価値データ伝送業務を提供できるための制度を創設するもの。電電公社改革関連法案の動きをみながら適切に対応していく。

② 電波法の一部改正案||船舶にVHF帯の無線電話の国際遭難周波数の聴取を義務づけるなど。

③ 公衆電気通信法の一部改正||電話料金の中距離料金（六十キロメートル以遠、三百二十キロメートル以内を三分間で最高百円、三〇二九円）を値下げするもの。

④ N H K 予算案（放送法第三十七号二項の基定に基づき、承認を求めるの件）||N H K 受信料の値上げ（現行のカラーテレビ受信料月額八百八十円を千五十円、一九・三%にアップする）案が盛り込まれている。

二、検討中の法案

① 日本電信電話公社の改革関連法案||電電公社の改革については、④郵政省は拙速に結論を出すことなく、情報化の進展、公益性の確保、国民生活の福祉向上、先端技術の開発、国際化の動向など、電気通信の将来展望を十分検討すること、⑤とくに事業の民営化、分離、分割につながる立場をとることなく、当事者能力も發揮しうる新た

な公的、かつ労働基本権が認められるなど、民主的経営形態とすることの実現に取り組んでいく。

(2) 情報通信高度化基本法案（仮称）＝電気通信審議会の答申「21世紀に至る電気通信の将来像」（一月三十一日）をもとに高度情報化に対応する基本法をつくるうといふもの。

三、その他

- ① 国家行政組織法の一部改正＝郵政省内の各部局の整理、統合、新設が含まれる。
- ② 行政事務の簡素合理化、整理に関する法案＝電話交換取扱者認定制度の廃止（公衆法の一部改正）が含まれる。

八建設部会

一、基本方針

低滞、利益誘導、非民主性が構造化しようとする建設行政に対し、①自治体の行政、財政権の確立、②住民の参加の保障と生活施設の公的保障の確立、③自然生態系の尊重、を基本的指針として、民主的かつ国民生活中心の建設行政への転換をめざし、地域振興、豊かな生活圏の形成をはかる。

二、闘いの重点

- ① 奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法について、関係自治体、

住民の要求にのっとり改正、延長をはかる。
② 東京湾横断道路、関西研究学園都市など事業の推進をめざすとともに、災害防除のため山林の保護・育成をはかる。

③ 「住宅保障法」の制定をめざすとともに、公共住宅政策の後退に反対し、住宅の公的保障の確立をめざす。

④ 政府の宅地開発指導要綱に対する不当介入、都市開発規制緩和方策に反対し、自治体、住民の自治権・環境権を擁護するとともに、公有地拡大、国土法強化、土地建設所得税制度の堅持と保有税強化、地価公的評価制度一元化など土地制度の改革をめざす。

八環境部会

- ⑤ 公共事業の契約適正化、「談合」の廃止をめざし、独禁法及びその運用の後退に反対する。中小建設業の振興と関連労働者の雇用安定のため、官公需受注の拡大、施工技術向上及び広報の強化、下請擁護、建設労働者の賃金、労働条件の向上をはかる。

三、部会政策活動

- ① 「四全総」「新・國土利用計画」「第二次長期水需給計画」等について、基本政策委員会（国土・土地、住宅政策委員会）、特別委員会（地域振興対策特別委員会）、関連部会等及び学者、自治体・市民・関係党組織と協力し、党独自の見解を策定する。

② 東京湾横断道路、関西研究学園都市などの構想について、関係県本部等と協力しお針を定める。

③ 土地、下水道、地域等の政策の豊富化をはかるとともに、部会、政策委情報「住まいと生活」の充実をめざす。

以上

現行の環境行政の中軸をなす環境基準の恣意的な緩和に成功した財界は、これに連動する公害防止投資を抑制する一方、臨調答申に「公害健康被害補償制度の地域指定解除要件の明確化」を明記させることによって、補償費負担軽減を目的とする公害健康被害補償改悪の突破口を開いた。これを受けて自民党は、環境施策の取り扱いを進める前提として公健法の改悪を環境庁に強く迫り、昨年11月、同制度の見直しが中公審に諮問されるにいたった。また、環境庁のアセス法案に対する経団連および商工部会を中心とする自民党の反対も根強く、再提出する危ぶまれている。このような環境行政の後退とは逆に、わが国の環境の現状は、湖沼の深刻な汚濁、毎年三〇〇〇人の認定患者を発生させる大気汚染、交通事故、廃棄物処理問題など、従来の事後的・対処療法的な環境行政の積極的転換の必要性

を示している。環境部会はこの転換期にある環境行政を、生産・流通・消費・廃棄のあり方を総合的に制御する方向へと推進させるため、以下の重点課題を中心に戦いをする所である。

一、住民参加、公開、公正な機関による審議を原則とするアセスメント法の制定。

二、閉鎖性水域の水質・環境保全のため「湖沼環境保全法」の制定。

三、生産・流通の見直しと原因者負担の原則に沿った廃棄物対策の確立のための現行制度の見直し。

四、エネルギー転換とともに大気汚染防止策の強化。

五、志布志湾などエネルギー関連立地や運輸交通網整備による自然環境破壊の規制強化のための法制度の見直し。

六、水俣病認定業務の改善と水俣病総合調査法の制定。

七、公害健康被害補償制度の改悪阻止。

△決算部会▽

田中問題を最大の争点とする三十七回総選挙は終り、三十四回、三十五回につづいて三度与野党伯仲が実現した。田中問題を頂点とする自民党の金権政治と田中派の不遜な国民無視の政治姿勢に対しても有権者各位は明快に審判を下したものである。

この意味を十分に理解し、総選挙に示された国民の総意を忠実に今後の国政運営に生かしてゆかなければならぬ。百一国会はその試金石と考えられる。

決算は国政執行の実績を計数的に総括、明示しているものであり、時の国政執行者の政治理念、政治姿勢、政策等が数字的実績を通じて読みとれるものである。

従つて決算の扱い、審議の位置づけは予算と並んで最高の尊重を要するものである。われわれは、決算審査に当つて、決算本来の意義を基本とし、政治倫理の確立、財政危機の克服等現下の国民的課題をふまえながら次の諸点を中心として百一国会にのぞみたいと考える。

一、決算委員会の権威を高めること。従来国会、政府共予算に比して決算を軽視する傾向がある。

五、決算委員会の権限強化、国勢調査権の保證のため所要の法改正等も検討する。国民の知る権利を守り、税の効率的運用に努力することは国会および行政に課せられた使命である。委員会はこの任務を果すため一層の努力が必要である。

向があった。これを改めることが必要である。

二、決算委員会の能率的運営を図る。審査時期のおくれをなくし、他の委員会との連合審査等も活用する。

三、国民的行政改革、政治倫理の確立に資するため、会計検査院法の改正を実現させる。四、政府に、決算委員会に対する資料の提供を義務づけ、重要文書であつても、一部特定のもの以外は原則として要求に応ずるようにする。

原子力船「むつ」放射性廃棄物の処分方法、再処理工場等がいきづまり、先行したアメリ

カにおいては原子炉の深刻な脆化が表面化し、シリーマイル島事故以来一〇〇基をこえる原

社会党、総評、党原対協によつて 確認された原発等に関する方針

発の建設が中止され、また重大事故発生の確率が以前の予測値より桁違いに高いことが判明するなど、原発は安全性が確認されるどころか、むしろ危険性が実証されたいたつた。他方では、通信衛星の自衛隊による利用を「平和目的」と歪曲して法律や国会決議を空洞化することにより、原子力利用の「平和目的に限る」も空洞化される危険性が増している。

従つて社会党と総評は、従来通り国民の生命と生活を守るために原子力施設の建設に対する方針を堅持してゆくことを確認し、自民党政と企業に次のような課題の実現を迫る活動を強力に展開することとする。

- 一、軽水炉、新型転換炉、高速増殖炉、ウラノ濃縮施設、再処理施設等は実験室・研究室の段階にとどめ「原型」・「実証」・「商業」の名称のいからずこれ以上の建設を中止すること。
- 二、原子力船「むつ」の新定係港建設と試運転の計画は中止し、廃船処分とすること。
- 三、放射性廃棄物の海洋投棄計画は無条件に中止し、陸上の大貯蔵センター計画や処分計画も中止すること。
- 四、放射線被曝規制基準の緩和計画は白紙撤回するとともに、被曝労働者の実態を公表し、その完全補償を行うこと。

五、原子力施設に関する資料の全面的無条件公開を行うこと。

- 六、「自衛隊による利用は平和目的」であるなどといふ、「非軍事」の趣旨を歪曲した通信衛星「さくら2号」の防衛庁に対する利用許可を即時白紙撤回し、宇宙開発事業団法第一条と国会決議とを厳守すること。
以上の目標をもって今後も必要に応じ隨時社会党・総評・原対協により連絡会議を開く。

編集後記

今年は雪の多い年です。

東京はこれで五度目の雪です。都心で一九
センチもつもつたそうです。

昨晩は雪にぬれながら帰りましたが、空中
にまう雪にも、何となく春が感じられました。
それでも北陸の豪雪地帯はどうかと案ぜ
られます。

党は今日、新潟、富山に豪雪調査団を派遣
することを決めました。

さて、「八四年度政府予算案の性格と問題
点」の特集号を送ります。言うまでもなく軍
拡・国民生活犠牲の耐え予算案です。ご活用
下さい。

T.

お詫びと訂正

前号(二〇九号)二頁の見出し中、
一九八四年度(昭和五八年度)予算編成に
あるのは、(昭和五九年度)の誤りです。
訂正してお詫び致します。

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円(前納)
ご送金は左記へお願ひいたします

郵便振替 東京8180821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 譲
編集委員 細谷治嘉
藤田高敏
佐藤觀樹
岩垂寿喜男
山崎昇
山田讓
竹田四郎
遠藤隆次
渡辺博
館林千里
福岡義登
片山甚市

岡田利春
湯山勇
井上普方
赤桐操
矢田部理
寺田熊雄
沖崎利夫
小林高摩三

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1984年3月1日発行
政策資料第210号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 鳴崎 譲
発行 日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
